

# 法曹の養成に関するフォーラム 第3回会議 議事録

第1 日 時 平成23年7月13日(水) 自 午前 9時30分  
至 午後 0時00分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 貸与制について
- 2 日本弁護士連合会の取組について
- 3 「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」集計結果報告
- 4 意見交換

第4 出席委員等 佐々木座長，佐々木内閣官房副長官補（瀧野内閣官房副長官代理），鈴木総務副大臣，小川法務副大臣，櫻井財務副大臣，鈴木文部科学副大臣，経済産業省経済産業政策局井内審議官（中山経済産業大臣政務官代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，翁委員，鎌田委員，久保委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，宮脇委員，山口委員，最高裁判所事務総局菅野審議官，加藤オブザーバー，最高検察庁伊丹オブザーバー，日本弁護士連合会川上オブザーバー

第5 議 事 (次のとおり)

## 議 事

○**関司法法制課長** それでは、予定の時刻となりましたので、法曹の養成に関するフォーラムの第3回を始めさせていただきます。

進行は佐々木座長にお願いいたします。

○**佐々木座長** 佐々木でございます。本日もよろしくお願いいいたします。

本日は、瀧野官房副長官と中山経済産業大臣政務官が御欠席でございます。瀧野官房副長官の代理として、内閣官房佐々木副長官補が御出席でございます。また、中山経済産業大臣政務官の代理として、経済産業省経済産業政策局の井内審議官が出席されております。よろしくお願いいいたします。

それでは、資料の説明を事務局からお願い申し上げます。

○**関司法法制課長** 本日皆様のお手元にお配りしております資料は9点でございます。

資料1は、本日の議事次第。資料2は、事務局作成の「貸与制について」と題するレジюме。資料3は、川上オブザーバー作成の「司法修習生の給費制について」と題するレジюме。資料4は、日本弁護士連合会作成の「資料説明」と題する資料。資料5は、第2回会議後に宮脇委員から提出された「資料の要求について」と題する書面。資料6は、宮脇委員の資料要求に対する日本弁護士連合会作成の弁護士会費等の資料。資料7は、事務局作成の『司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査』集計結果」と題するレジюме。資料8は、財務副大臣から提出依頼のありました資料。資料9は、丸島委員の提出資料。以上9点でございます。

また、参考資料といたしまして、平成16年の第161回国会衆議院・参議院法務委員会議事録と「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」集計結果の全体版を置いてございます。

なお、従前どおり、机上には基礎資料のファイルも置いてございますので、適宜御参照ください。

○**佐々木座長** ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、意見交換の前提としまして、司法修習生に対する貸与制について、事務局の後藤司法法制部長から10分程度の予定ということで説明をお願いします。

○**後藤司法法制部長** それではよろしくお願いいいたします。資料2に基づき、貸与制について御説明申し上げます。資料2をお手元に用意していただきますようお願いいたします。

まず、司法修習の意義についてでございます。既に第1回会議で御説明しましたとおり、現在の司法修習は、法科大学院で学んだ法理論教育と実務の基礎的素養を前提に、社会に実際に起きている事件を素材として行われる臨床教育課程であります。お手元にファイルで第1回資料をもう一度準備してございますけれども、第1回資料の7に添付の資料8が最高裁判所作成の新司法修習の概要ということでございまして、第1回で私が御説明したものでございますので、こちらも適宜御参照いただければと思います。

この新しい法曹養成プロセスにおきましては、実務教育の主要部分を担う不可欠のプロセスとして司法修習制度が置かれております。1の(2)にありますとおり、我が国においては、法曹三者を統一的に養成する司法修習制度を国が国費で運営する一方で、司法修習生は

修習期間中修習に専念することが求められ、具体的には兼職・兼業が原則として禁止されております。

もっとも、司法修習生が修習に専念できるようにするためには、そのための環境の整備を図る必要がございます。このレジュメの2のところでございますけれども、司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるように、修習の実効性を確保するための一つの方策として、国庫から一定額の給与を支給するという制度をとっておりました。戦後の司法修習制度の創設とともに、このように弁護士になる者を含め、司法修習生に対し給与を支払うという給費制が導入されたわけでございます。

2の(2)にありますとおり、給費制のもとでは、給与月額20万4,200円のほか、国家公務員に準じて期末・勤勉手当等の諸手当が支払われております。

次に、3の貸与制導入の趣旨について御説明いたします。この給費制につきましては、平成13年6月の司法制度改革審議会の意見書、これはレジュメをめくっていただきまして資料1の裏側の2ページでございます。それから、その後、司法制度改革推進本部のもとに設けられた法曹養成検討会における検討、この意見の整理は、次の3ページ、4ページの資料2がその資料となります。さらに、国会での審議を経て、平成16年12月の裁判所法改正によりまして、給与ではなく、修習資金を貸与するという貸与制が導入されました。国会審議の際には、十分な周知期間を確保するためとして、施行日を政府案では平成18年11月から施行という案でございましたが、平成22年11月とする議員修正がされております。また、これらの過程におきましては、財政制度等審議会においても、貸与制に移行すべきであるという建議がされております。その資料は5ページ、6ページになります。

貸与制導入の趣旨につきましては、当時の議論を見ますと、レジュメの3の(2)のとおり整理することができると思われま。すなわち、大きく言えば、司法制度改革後においても司法修習の重要性に変わりはなく、修習制度を国費で運営することや、修習に専念し得る環境を整えることは必要であるが、その方法として給費制を維持することについて国民の理解を得ることはもはや困難であるということでありました。

具体的には、3の(2)の①にありますとおり、まず、新たな法曹養成制度の整備や日本司法支援センターの創設等、新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進める上で、限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して合理的な国民負担(財政負担)を図る必要があることとございます。既にこれらの司法制度改革の諸施策については、相当の予算措置が講ぜられております。

次に、②にありますとおり、給費制創設当初と比較して、司法修習生が大幅に増加しており、新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生の増加に実効的に対応できる制度とする必要があることとございます。実際、給費制が導入された戦後直後は、1期当たりの修習生は200人台～300人台にすぎず、国民の理解も得やすかったと思われま。すが、7ページの資料4のとおり、司法試験合格者が増加しており、現在では2,000人を超えているという状況でございます。

それから、3の(2)の③でございますが、そもそも公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは、現行法上、極めて異例の制度であるということもござい。ます。

このような状況を総合的に考慮すれば、給費制を維持することにつき国民の理解を得ることは困難であるが、他方、修習生が生活に不安を抱えることなく腰を据えて修習ができるよ

うにする必要があることに変わりはないことから、給費制に代わり修習資金を貸与する貸与制に移行することとされたものであります。

裁判所法の改正を受けまして、貸与制における修習資金の額及び返還時期等、必要な事項について最高裁判所規則が制定され、平成21年10月30日に公布されました。最高裁判所規則の内容は、日弁連の意見や法曹三者以外の委員も含む司法修習委員会での議論を踏まえて制定されたものであります。その条文は、この資料の22ページ以下に「司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則」として掲載してございます。

次に、レジュメ4の、法律及び最高裁規則で定められている具体的な貸与制の内容について御説明いたします。前後して恐縮ですが、資料の9ページを御覧ください。

まず、資力要件ですけれども、だれでも貸与が受けられるように、資力要件による制限はございません。

また、利息につきましても、無利息で貸与することとされております。

貸与の額でございますが、給与制での支給水準との連続性も考慮し、司法修習生が生活の基盤を確保し修習に専念することができる程度の額とする必要がございます。このような観点から、貸与の額については、基本額が月額23万円と定められております。これは、給費制において、家族や住居といった個別事情を問わず修習生に支給されている額を参考に設定されたものと聞いております。また、個別の事情も考慮し、扶養家族があるか、又は住居を賃借している者については、月額25万5,000円、そのいずれにも該当する者については月額28万円の貸与を受けることができます。その一方で、返還の負担を考慮するなどにより、基本額未満の額の貸与を希望する者については、月額18万円の貸与にとどめることもできます。昨年の申請状況を見ますと、基本額を貸与申請した者が本来の想定よりも多かったと聞いております。

それから、保証人でございますけれども、貸与を受けるには自然人2人又は指定金融機関の連帯保証を必要としております。この点は、日本学生支援機構における公的な奨学金等と同様ですけれども、保証人とする自然人の要件は、父母を原則とするものとはされておられません。

返還方法でございますが、法科大学院時代の奨学金返還の負担を考慮して、修習期間終了後5年間の据置期間を設けることとしております。その後10年以内の分割返還とされております。繰上返還することも可能でございます。

次に、返還の猶予でございますが、災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったときは、その返還の期限を猶予することができることとされております。

さらに、返還の免除につきましては、貸与を受けた者の死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなったときは、その全部又は一部の返還を免除することができるものとされております。

なお、11ページの資料6に各種公的貸付制度等の返還条件をまとめてございますので、適宜御参照ください。

貸与制につきましては、平成16年の裁判所法改正によりまして、昨年11月1日から施行されましたが、実際の修習生に対する適用が始まる前の11月26日、議員立法によりその実施を暫定的に停止する裁判所法改正法が成立いたしまして、本年10月31日までに採

用される司法修習生に限り、給与が支給されることとなっているところであります。その際、資料の7、14ページにある衆議院法務委員会決議におきまして、一律ではなく、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討が求められております。その趣旨は、司法修習を終了した者個々人の経済状況を勘案した何らかの措置をとるべきかという点にあると考えられます。よろしく御協議をいただきたいと思います。

なお、その他資料としまして、15ページの資料8は、司法修習とよく比較される他の公的な研修制度について整理した表でございます。それから、17ページの資料9は、専門資格の取得過程の比較でございます。19ページの資料10は、司法修習制度と医師臨床研修制度との比較でございます。資料11以下は参照条文です。それから27ページ以降の資料12は、平成16年の裁判所法改正の国会質疑における当時の司法制度改革推進本部の答弁をまとめたものでございますので、御参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは続きまして、日本弁護士連合会の取組につきまして、日本弁護士連合会の川上オブザーバーから御紹介をお願いしたいと思います。10分ということで、御協力ください。

○川上オブザーバー できるだけ終わります。

○佐々木座長 必ずお願いします。

○川上オブザーバー 川上でございます。私は、ここに発言要旨を御用意しました。しかし、私はこれをそのまま読むことはしません。とても読んでいる時間もございません。ポイントを絞って申し上げたいと思います。それから、私のような者でございますので、口が滑るかもしれませんし、足りなくなるかもしれません。そういう場合は、公式なものは発言要旨のとおりということで、よろしく願いいたします。そのような前提で発言させていただきます。

まず1点目ですが、給費制か貸与制というのは、司法制度改革審議会の中では、「新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべき」ということで、司法改革自体がいわゆる給費制の廃止、貸与制への移行ということを提言していたわけではありませんでした。もともと給費制にせよ貸与制にせよ、法曹養成の手段でありまして、これ自体が目的になっているわけではございません。本来は、我が国における法曹の人口、そしてロースクールの在り方、そういう法曹養成全体の中で給費制と貸与制は議論されるべきものだろうと思います。

次に、3月11日の問題に少し触れさせていただきます。3月11日の東日本大震災・福島原発事故は我が国にとって大きな国難であり、私も、この給費制の運動をやっているときに、この被災状況のひどい中で、そこに財政が掛かるのだから、何が司法修習生の給費制だといった雰囲気や空気も感じました。私自身も、あのテレビに映る悲惨な状況を見ますと、本当に被災者の方々のことを考えれば、そのように思うのが自然な気持ちだと思いました。ただ、この給費制の問題を考える時には、その現状の痛ましきや支援しなければならない現状とは別に考えなくてははいけません。要は、非日常的な事態で日常である司法制度が引きずられてはならない。冷静な議論が必要であろうということでございます。何よりも司法修習生の給費制は、昭和22年、1947年の戦後間もない頃に導入されました。そこで重要なことは、それまでに裁判官・検察官の卵には給費制があった。しかし、弁護士の卵にはなかつ

た。ところが、先人は、昭和22年という疲弊した中で、わざわざ国に盾突くかもしれない弁護士の卵に国の責任として給与を支払ってそれを育てようとしたのであります。これは、我が国の司法、法曹養成にかけた先人の思いであり、私はこの先人の思いを現段階でも考えてみるべきだろうと思うのです。

一般的なことを申しましたけれども、最初に、新たな法曹養成制度への期待を考える事が大事だと思います。司法制度改革は、どのような弁護士を求め、どのような法曹を求めたのか。また、翻ってみて、現在の法曹養成手続で本当に必要な人たちがうまく養成できるのだろうか、今の状況はどのようなのだろうかということです。発言要旨の2番目の「・」のところには二つのことを書いています。それは、人間性豊かで国民の弱者・少数者に寄り添う弁護士を全国にあまねく配置する。もう一つは、経済・金融の世界の中で国際取引にも対処でき、あるいは知財等の識見を有する弁護士を確保するということです。私は、正にこの二つのことを更に詳しく申し上げたいと思います。

我が国はどんどんと高齢化社会になり、判断力も落ち、思考能力も落ちる人たちが多くなる中、だまされやすい人も増えてくる。こういうときに本当に救うべき人たちや声も出せない弱い人たちに寄り添い、それを支えていく人たちが増えていかなければならない。全国にそのような弁護士というか法曹が増えることが非常に重要であり、これがまずできるのか。また、そのような思いを持った人たちをどれくらい増やせるのか。これが一つございます。今回の大震災の際に、そこで本当に一生懸命働く多くの弁護士の姿を見ました。私自身、こういう弁護士を更に増やしたいと強く思いました。

次に、最近、私の認識の中で重くなってきているのは、企業その他における知財の専門家や国際的にも通用する弁護士、こういう法曹が欲しいということであります。今、この国難の中でというだけではなく、国際取引の中で、日本は、大企業にとどまらず、中小企業も世界に出て行って日本の高い技術を売る。それをサポートしてくれる弁護士が単に大都市にいるというのではなくて、全国的にもたくさんいる。これがもう一つの柱だと思うのです。

これらの法曹を養成するためには、社会人や法律ではない異分野の専門性を持った方々が法曹界に入ってくることの重要性を強く感じるわけです。

これらの法曹を養成したいということをまず申し上げたいわけでございます。そして、このような法曹をいかに養成するかということがわが国の司法の在り方として問われているのだと思うわけであります。

新たな法曹養成制度では、司法試験に70～80%が合格することが期待されたり、いろいろと法曹に対するニーズが広がったりするということが期待されておりました。そして、貸与制が平成16年にいったん導入されました。これは、期待された司法改革、そのための新たな法曹養成制度が、順回転といいましょうか、うまくいった場合を前提にしていました。年間3,000人ぐらいの司法試験合格者が出てくれば、予算的にも大変であろう。弁護士になれば収入はあるだろう。主にそのような理由から貸与制導入が決まったと理解しております。しかし、これは順回転といいましょうか、期待どおりに法曹養成が進んだ場合のことではありますが、現在はその状況は期待や予想とは異なってきているということでございます。また、平成16年当時に衆議院・参議院両院は、経済的な事情から法曹の道を断念する事態を招くことがないようにということで附帯決議を付けたわけですが、そこでは経済的な事情を重くとらえ危惧していたものであります。現在、それが現実のものとなったと思うわけで

あります。

なお、法曹養成の現状につきましては、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームで検討されたように、このまま悪循環ということになりますと、これでは司法制度改革の理念が実現できないと指摘されているとおりです。

では何が深刻なのかをポイントとして考えてみたいと思います。

一つには、法曹志望者の減少ということがどうしてもあると思います。法曹志望者の量がないと、どうしても法曹の質が維持できない。この量と質の関係は、私などよりも法科大学院で教鞭をとっておられる先生方のほうがずっと実感されていることではないかと思います。

ここで、ちょっと数字を見ていただきたいと思います。本日の資料にあります「司法修習生の給費制維持を求めます」という表紙が青色の資料を御覧ください。1ページ目を見ますと、2004年は最初の年ですので、これをどのように注目すべきかは議論があるところだと思いますが、それ以降もずっと減り続けています。少なくとも法科大学院適性試験志願者数はどんどん減ってきています。かつ、社会人の入学者数も減り続けているということが顕著でございます。この社会人等が減ってきているということは、先ほど申しましたとおりいろいろな分野の知恵を持つ人たちが法曹を志望しないわけですから、期待される法曹養成にとって非常に悪い傾向であり、これは司法制度改革の中心にあった新しい法曹養成制度が崩れかかっているのではないかとさえ言えます。

そこには、どうしても経済的な負担の原因もあるのではないかと思います。大学を卒業してから5年近く、その間の学費と生活費という経済的負担が生じます。法曹志望者が減っていることに経済的な負担が関わっているのではないかと思う一つの根拠としまして、皆さんのお手元に2の「法科大学院について」という基礎資料を御覧ください。その9の1というものを見ていただきたいと思います。この9の1の志願者数は、一人で何校も受けたりもでき累計ですので、単純ではありませんが、いろいろなことを示しております。平成16年は初年度ですが、それ以降のところを是非見ていただきたいと思います。平成17年から20年ぐらいまではほぼ4万人で推移しているところ、平成19年だけが4万5,000人ということで、5,000人ぐらい増えております。平成19年という年は、この年にロースクールに入り、2年後に司法試験に合格すれば、給費がまだ支払われるという時期だったわけです。ここに、法曹志望者と経済的な負担の関連を統計的に見る事ができるのではないかという指摘があるということです。そして、その翌年の平成20年には5,000人減り、その後、激減するように1万人減り、更に5,000人減っていくという状況でございました。

私自身、この法曹養成について、なぜ志願者が減っているのかといえば、主たる原因は合格者数、要するに合格率にあるかと思いますが。しかし、法曹志望者にとっては経済的な負担の要因も大きく、かつ合格するかどうか分からない、合格するまでにどのぐらいの年数がかかるのかという見通しが立たなくなってまいりますと、いよいよ経済的な負担の予測も不可能になってきて、これが特に経済的に弱者というだけでなく、経済的に裕福でなければ法曹志望にあたり、志望の気持ちに大きくのしかかってくるということでございます。

重要なことは、そのような経済的な負担をしなければ法曹になれないのかという心理的障害でございます。座長の御指示のとおり時間の関係はございますけれども、私はこの場で申し上げることが適切かどうか分かりませんが、私自身、父は農協の職員、母は幼稚園の先生でした。そして妹が二人いました。両親は一生懸命育ててくれました。そして、小学校に入

る前の段階で父は死にそうになりました。私は、もしあのときに母子家庭になったら、今の制度と現状で法曹を目指したかどうかと思うと、それはなかっただろうと思うのです。妹のことや親のことを思い、法曹を目指さなっただろうと思います。また、私は、高校生の時代には、実は法律家というよりも、最初は理学部に行って原子物理を学ぼうかと思っていました。しかし、ある人の一言がきっかけで法曹を目指すことになったわけですが、その際にも今の制度と現状のような長期にわたり経済的に自己負担をしなければならないということがあった場合、親のことを思い、妹たちのことを思いながら、果たして私は法曹を目指したのだろうかと考えてしまうわけです。ここに私は心理的障害の大きさを常に感じるわけでございます。

また、法曹を目指すことの心理的障害ということになりますと、社会人の場合、もっと厳しいものがあると思います。社会人は、家族も抱え、子どももあり、そういう中で収入を断ってこの法曹の中に飛び込んでこられるのだろうか。それこそ正に経済的な負担の問題があり、それが法曹志望の心理的な障害にならないようにする必要があると思います。

○佐々木座長 そろそろ締めてください。

○川上オブザーバー こういう中で、今、この法曹養成の段階で障害が起きている状況で給費制を廃止するのは、この法曹志望者、特に多様な人材等を求める司法改革の理念や法曹養成の期待からして決して良いはずはない。もう少し、新たな法曹養成制度が順回転になってからでなければ、これを廃止すべきではないと強く思うわけです。また、この発言要旨の9番では弁護士の公共性について、また、12番では医師養成との比較について書きました。弁護士は、憲法上に明記された存在であり、その職務の高い公共性、公益性が社会的基盤となっています。しかし、私は、弁護士は医師と比較すると、社会生活上、市民にとってはまだまだ身近さがないと思いますし、身近となる努力が必要だと思えます。ただ、ここ10年ぐらいの弁護士たちがどんどん変わってきている中で、これからの新しい弁護士たちが市民に身近な弁護士になっていくことが非常に重要だと思っています。

それから、時間の関係がありますので、この書面のとおりでございますけれども、予算のことについて申し上げます。予算のことにしましては、国として厳しい状況ですので、改めて考えてみるべきだと思います。新聞紙上等では約100億円と言われておりますが、現在の司法試験合格者数で計算してみますとそこまでは必要ないと言えます。具体的に修習を行うに当たっては、修習専念義務がありますのでアルバイトができません。その対応として、何とかそこで修習に専念させるためには幾ら要るのか。ボーナスはカットするなど研究し試算してみました。その結果を今回お出ししている資料の最初の1番に記載してあります。この試算によれば、結局のところ、63億円ぐらいとなります。ただ、この中身の中でボーナスをやめるということはしましても、修習生は自らの修習地を自由に希望で決めることができるわけではございません。その修習地への移動とか、そのような負担に関しては支給が必要であると考えた金額でございます。そういう視点からこのような数字を出しております。

○佐々木座長 もうよろしいですか。

○川上オブザーバー ということで、座長の御命令ですので、最後に一言だけ。

○佐々木座長 一言にしてください。

○川上オブザーバー 本当に一言にします。米百俵の精神と申しましょうか、長岡藩では、小林虎三郎がこのような人材育成のためにお金を投与しました。私たちの国は、物質的な資源



はありませんし、人材の育成によってこそ将来があつて未来がある。私は、こういう大きな視点からこの問題を御議論いただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○佐々木座長 ありがとうございました。

それでは続きまして、後藤司法法制部長から「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」集計結果につきまして、これは30分弱ということをお願いいたします。

○後藤司法法制部長 それでは、資料7に基づいて御説明させていただきます。資料7を準備していただきまして、3枚めくっていただきますと、下のほうに1ページと振ってあるページが出てまいりますので、そこから始めたいと思います。資料7の1ページと振ってある調査概要でございます。

この調査は、先ほど申し上げました衆議院法務委員会決議の趣旨を踏まえて、個々の司法修習終了者等の経済的な状況を把握することを目的として、当事務局におきまして、最高裁判所、最高検察庁及び日本弁護士連合会の協力を得て、5月中旬から6月中旬にかけて行ったものでございます。

調査の内容は、5にありますとおり、収入・所得の調査と奨学金等の調査の二つに分けられます。

なお、この資料の33ページ以下には、実際に使用した調査票を添付しておりますので、適宜御参照ください。

1ページに戻りまして、5の概要のところでございますが、収入・所得調査につきましては、司法修習終了後15年以内、司法修習の期でいきますと48期から新62期までの弁護士を対象として、過去5年分の収入・所得を調査事項として行いました。対象人数は1万5,265人で行いました。

奨学金等調査につきましては、新司法修習を終了した判事補・検事・弁護士、修習の期でいきますと新60期から新63期まで並びに新司法試験に合格した司法修習生（新64期）を対象として、法科大学院あるいは大学在学中の奨学金等の借入状況を調査事項として行いました。対象は8,649人で行いました。

この調査は、回答は無記名式で、業者に委託して実施したところでございます。

それでは、集計結果について、まず弁護士を対象とした収入・所得調査の方から御報告します。回答者につきましては、3ページの資料2を御覧いただきます。収入・所得調査の集計数ですが、上側の表の右の欄のとおりでございますけれども、回収数は2,049、回収率は13.4%で行いました。3ページの上のほうの表は、期別の回収率をあらわしておりますけれども、おおむね各期とも同程度の回収率となっております。

それから、4ページは男女の割合、5ページが年齢、6ページが所属先の規模、それから所属先所在地の分布は7・8ページのとおりでございますが、おおむね多くの点で弁護士白書等における弁護士全体のデータの傾向に似通った結果となっております。

次に、収入・所得の調査結果でございますが、前提といたしまして、この調査におきましては、正確性担保のために、確定申告又は源泉徴収票に基づく金額を記入するようお願いいたしましたところであります。また、弁護士としての活動以外で生じたものも含めた総収入・総所得を記載していただきました。ここで収入は、事業者の場合にはいわゆる売上となります。所得は、この場合には売上から必要経費を引いたもの、給与の場合には給与所得控除額を控

除したものとということになります。

それでは、結果でございますが、10ページを御覧いただきたいと思います。10ページが収入の平均値、11ページが収入の中央値、12ページが所得の平均値、13ページが所得の中央値ということでまとめてございます。各表の中で、表の一番下のほうの行に1年目～15年目と書いてまとめてございますが、この1年目～15年目とあるのが回答者全体の平均値・中央値になります。それから、6年目～15年目の平均値ということになります。貸与制のもとで返還を行うのは6年目～15年目ということですので、その部分だけを取り出して平均値を記載してあるわけでございます。なお、中央値とは、御案内かと思いますがけれども、有効回答がされたすべてのデータを小さい順に並べたときに真ん中に来る値を中央値としております。例えば、回答数が1,000のときには、500番目の回答の値を指すということになります。

それでは、10ページの収入の平均値の表から御覧ください。この表のほうで見ていただきまして、右端に、平成22年分という欄がございます。これを縦に上から下に見ていただきますと、平成22年における経験1年目から15年目までの経験年数別の収入額が分かります。これを見ますと、経験年数上がるにつれておおむね収入も増加しております。6年目以上の方は2,000万円台～3,000万円台の収入を得ているということが分かります。これをグラフにいたしましたのが、上のグラフの黄色のラインであります。おおむね右肩上がりということでございます。

12ページのほうは所得の平均値で同じように表とグラフをつくったものでございます。所得につきましても、おおむね経験年数上がるにつれて上がっておりまして、平成22年では6年目以上の方は平均値で1,000万円～1,900万円程度の所得を得ていることが分かります。

このような傾向は他の年も同様で、上側のグラフの青色のラインは平成18年、赤色のラインは平成20年のラインを示しており、ほぼ右肩上がりの傾向になりました。

他方で、11ページ、13ページは中央値でとったものでございます。中央値を見ますと、平均値よりは低くなりますけれども、6年目以降の収入の場合には1,700万円～2,800万円、それから13ページのほうを見ていただきますと、所得の場合には900万円～1,300万円程度となっており、経験年数上がるにつれて金額が上がる傾向にある点は同様であります。

なお、14ページには御参考までに、一般の統計調査による民間の平均給与の水準と傾向を記載しております。例えば、(参考1)の一番上、賃金構造基本統計調査、賃金センサスによる平成22年の大学・大学院卒者の平均給与を見ますと、勤続年数5～9年で平均給与が502万円となっております。これは平均でございますので、中央値があれば、更に低い数字になっているものと思われま

改めともう一度10ページの表に戻っていただきまして、今度はこの表を左上から右下の方向に見ていただきたいと存じます。この表の左上から右下の方向といいますのは、例えば平成18年の1年目、1,051万円とありますが、平成19年の2年目が同じグループの人たちの収入ですので、1,579万円、このように右下に階段状におりていていただきますと、ある特定の期の人々の収入が年を経るにつれてどのように推移したかということが分かることとなります。例外はありますけれども、少なくとも若いうちはおおむね経験年数が

上がるにつれて収入・所得が上がる傾向にあるということでございます。

それから、10ページの表を左から右方向に真横に見ていただきますと、同じ経験年数の人の収入の平均値が18年から22年の間にどのように推移したかということが分かります。これは別のグループの人たちの収入ということになりますけれども、これを見ますと、18年と22年を比べますと、1年目から8年目のように、22年のほうが下がっているというグループもあれば、9年目あるいは11年目のように、上がっているというグループもございます。1年目から8年目でも大体平成18年から20年にかけては上がっているということもあり、年により上下があるということでございます。

以上が収入・所得の全体的な平均値・中央値の御説明でございました。

次に収入・所得の分布でございます。17ページ、18ページを御覧いただきたいと存じます。平成22年分の収入・所得を取り上げまして、1年目、6年目、11年目、15年目の各分布、それから6年目から15年目までの合計の分布を円グラフにしております。

まず17ページ、収入でございますが、左上のグラフが1年目（新62期）のグラフでございます。21.7%と書いてある薄いクリーム色の部分が600万円未満ということになりますので、この600万円未満までで約4分の1、それから水色の800万円未満を入れますと、約3分の2を占めることとなります。右の方にいつていただきまして、6年目になりますと、グラフを左の方から反時計回りで見ていただいて、緑色の部分が1,000万円以上ということになりますので、1,000万円以上の分布の人たちが約82%を占めるようになっております。さらに11年目、15年目になりますと、3,000万円以上という人たちが左側に大きな48.5%あるいは47.8%とありますが、左半分を占めるようになっております。

それから、18ページは同じことを所得について示したものでございます。1年目ではクリーム色の600万円までが約3分の2を占めておりますけれども、6年目以降は2分の1の中央値でとってみて1,000万円前後となっております。それから、この18ページのグラフでいきますと、左の一番下のグラフが6年目～15年目の所得分布でございますが、これで見ますと、200万円未満が5.5%、それから200～400万円未満が6.7%ということで、比較的低額の所得にとどまる弁護士も一定数いるということには留意する必要があるかと思えます。

なお、参考として、平成21年国民生活基礎調査における自営業者で有業人員1名の世帯の所得の分布を右下に載せております。200万円未満と400万円未満の割合を合計しまして65%、400万円～600万円未満を合わせると83%に達するというところでございます。

続きまして資料6、19ページでございますが、所属先別・所属先の所在地別のまとめでございます。1番目、2番目は、収入・所得で分けておりますけれども、回答者の9割以上を占める法律事務所・弁護士法人に属している方につきましては、収入の平均値は2,006万円、中央値は1,321万円、所得につきましては、2番目の表ですが、平均値が1,040万円、中央値が738万円でございます。これで見ますと、収入・所得いずれも法テラスの所得の方が低くなっておりますけれども、常勤弁護士、いわゆるスタッフ弁護士は給与制でございますので、同じ期の裁判官・検察官の報酬・俸給とおおむね同等とすることとされており、いずれも一般の国家公務員一種職員に比べれば、初任給調整手当が相当額加算

支給されたという値になっております。なお、この上の二つの表では、収入・所得の値が最も高いのが公設事務所となっております。

それから、下の二つの表は所在地別でございます。この調査では、地方裁判所の支部所在地について、具体的な支部所在地として、表1、表2、それ以外の三つに区分しております。この資料の39ページをお開きいただきますと、ちょっと字が小さいのですが、表1、それから表2ということで、地裁の支部の名前が掲載されておりますけれども、表1は、管内の弁護士が1～3人、表2は弁護士が4～10人という地区でございます。いわゆる弁護士過疎地区・地域を指し、それ以外は弁護士が11人以上ということで分類しております。これによりますと、収入・所得のいずれも最も高いのが地裁支部所在地の表2ということになりまして、その他はおおむね同じ水準となっております、いわゆる弁護士過疎地域と収入・所得の多少とは連動していないのではないかとと思われるところでございます。

収入・所得の調査につきましては、以上でございます。

続きまして、奨学金等の関係の調査でございます。21ページを御覧いただきますと、奨学金等調査の集計数は2,238人であり、回収率は25.9%でした。対象者の多い収入・所得調査よりも多くの方に回答をいただきました。修習の期ごとに見ていきますと、新60期から新62期までに比べて、弁護士1年目の新63期が29.5%、修習中の新64期が37.6%と回答率が高くなっております。また、回答者の性別、年齢、法科大学院での未修・既修コースの別、法科大学院終了時期の分布を表として載せております。

調査結果でございますが、23ページをお開きいただきまして、奨学金の利用状況について、法科大学院及び大学のいずれの在学中も奨学金等を利用しなかった方の割合が51.7%とほぼ半数でございました。法科大学院在学中にのみ利用した方が30.1%、大学在学中、学部在学中にのみ利用が4.2%、学部と法科大学院の両方で利用した割合が13.9%となっております。

法科大学院在学中の奨学金等の借入機関につきましては、複数回答ですが、日本学生支援機構が94.4%、その他の教育ローン、貸与型奨学金等が10.2%でございました。

続きまして、奨学金の内容について御説明いたしますが、これは調査の直接の対象ではございません。資料の47ページ最後のページを御覧ください。この資料は、日本学生支援機構の奨学金につきまして、机上配布の基礎資料の水色のファイル、文部科学省作成の法科大学院についての資料14-2と同一のものでございます。調査結果を御説明する前提として説明させていただきます。

日本学生支援機構では、法科大学院を含む大学院修士課程につきまして、無利息の奨学金と利息付きの奨学金の2種類を用意しております。無利息のものは第一種奨学金、有利息の利息付きのものは第二種奨学金と呼ばれているようでございます。無利子奨学金につきましては、ここにあるとおり、月額5万円又は8万8,000円から選択、有利子奨学金につきましては、この真ん中にあるとおり、5万円・8万円・10万円・13万円・15万円のいずれかを選択することとされております。さらに、※2にありますけれども、法科大学院におきましては、有利子奨学金15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額が可能となっております。

なお、平成16年度の奨学金のみ、第二種奨学金、有利子奨学金の貸与枠の選択肢としまして、17万円あるいは20万円という選択肢がありましたけれども、平成17年度から制

度が変わったこともあり、調査票ではこれらの金額を選択肢として用意しておりませんでした。もっとも、この点に関する調査期間中の問い合わせに対しては、手書きで数字を直接記入するようにお願いし、実際にも17万円、20万円との回答が一定数ありましたことから、調査結果への影響は特段なかったものと考えております。

それでは、調査結果の方に戻りまして、23ページを御覧ください。一番下の表ですけれども、法科大学院在学中における日本学生支援機構の奨学金等の利用の種類、これは複数回答でございますが、第一種奨学金、無利息のものについては77.3%、第二種奨学金、有利息のものについては42.4%ございました。

それから、25ページを御覧いただきたいと存じます。法科大学院在学中の奨学金等の残額の分布を示したものです。この円グラフによりますと、右半分は利用しなかった者ということですが、それも含めまして約4分の3は300万円未満ということが分かります。グラフ右下のとおり、金額が判明する利用者についての平均値は約312万円、中央値は218万円ございました。

それから、27ページでございますが、法科大学院の奨学金の返還を開始する時点での大学在学中の奨学金等の残債務額でございます。利用しなかった者が81.9%であり、金額が判明する利用者についての平均値、借りた方の平均値は213万円、中央値は192万円ございました。

続きまして、29ページは、この両者を合わせたものということになります。ロースクール、法科大学院在学中の奨学金と学部の奨学金とを合わせたトータルの残額ということになります。これで見ましても、約半分は奨学金を利用しておらず、それを含めて約4分の3の方が300万円未満ということが分かりますが、少数ながら1,000万円以上に上る方もおられます。金額が判明する利用者についての平均値は約347万円、中央値は約298万円ございました。

31ページを御覧いただきますと、これは毎月の返済額です。法科大学院在学中の奨学金と大学在学中の奨学金を合わせた返済額の総額であります。借りなかった人が51.7%でございますけれども、それを含めて月2万円未満という方が約7割ということになります。借りた方で金額が判明する方についての平均値が約2万1,000円、中央値は1万5,000円ございました。

以上の経済調査の概要につきまして、要点を1枚でまとめたものを冒頭に付けておりますので、これも併せて御参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

それでは、これから議論に入るのですが、今日はいろいろな資料も出されましたし、御質問あるいは御確認の御発言もあろうかと思っておりますので、まず御質問等があれば、そちらをできるだけ最初にやらせていただいて、それから御意見を述べていただくようにしたいと思います。前回いろいろ資料の御提出を御依頼になった宮脇さん、今日紙も出ていますけれども、何かございますか。

○宮脇委員 それでは、冒頭でよろしいですか。前回私のほうで、今回のことを考えるに当たって、給付額というものと同時に、司法修習が終わった後の負担問題の両方考えるべきではないかということで、弁護士会に入られた後の会費負担の問題について資料提出を要求させ

ていただきまして、今回提出していただいております。ありがとうございます。若干御質問、確認をさせていただきます。私の理解不足かもしれませんが、私の資料要求の中で経常的負担というところですが、この中で、例えばその他というところで上納金とか賦課金という表現をしておりますけれども、こういうものが提出された資料のどこに入るのかということをお教えいただきたいということです。というのは、上納金とか負担金とされているものですが、これは弁護士会の規則などを見ますと、会館の負担金とか、刑事弁護士をやられたときの基金の負担金とか、いろいろな負担金というのを定めていらっしゃる。こういうものも実際の活動においては当然負担ということになるわけですが、この表の中でいきますと、それはどこを見ることによって確認できるのかということをお教えいただきたいという質問でございます。

○佐々木座長 御質問なんですけれども、どなたか事務局からお答えいただくことはできますでしょうか。それでは、丸島委員から御発言いただきましょうか。

○丸島委員 宮脇委員がおっしゃられた中で、例えば、刑事事件については被疑者段階の国選弁護制度の対象になっていない事件について、また少年事件については家庭裁判所の付添人として国選制度の対象外の事件について、いずれも弁護士がつかなければならない場合の法的支援の事業があります。それから、生活困窮者、高齢者、精神障害者、その他七つの分野で、法律援助事業と言われていますが、今のところ国費が支出される法律扶助事業の対象となっていないもので、従来から日弁連の関連団体である法律扶助協会や日弁連・弁護士会が行ってきた各種の援助事業がございます。さらに、司法過疎の解消などのための基金を設けて、全国の過疎地域にひまわり基金法律事務所を100か所以上、法律相談センターを300か所以上設置して活動を続けています。

これらは、いずれも全国の会員から特別会費を徴収して基金を設け、このような各種の事業を運営しているものです。おっしゃっておられる会員の負担という意味では、弁護士会の特別会費の中にこういうものが組み込まれております。おおよそで申しますと、日弁連の毎年の一般会計は約50億円ぐらいですが、今申し上げた各種の人権救済事業、法律援助事業、司法過疎解消に向けた事業などの基金のための特別会費は、年間20億円弱ぐらいの規模になっているかと思えます。

○宮脇委員 それでは、今ひまわりのお話とかが出たわけですが、弁護士会さんでも、公益性のある活動をされながら、そこにおける負担金というものもあると思います。その一方で、会館をつくられるに当たっての負担金とか、維持される面での負担金というものもあると。そこで、この特別会費のところに含まれているのであれば、大変申し訳ないんですが、この内訳というのを教えていただけるとはでしょうか。というのは、規則でいくと、負担金会費というものについては、例えば報酬の何%という形で規定されているところが多いので、ここに一定額入ってくるということの理解が今教えていただいた中だと私の中で消化できないのです。ですから、この特別会費の中であるとすれば、どういう内訳なのか。あるいは、今すぐお答えいただいたわけですから、これのほかかもしれませんけれども、ほかであれば、それがどの程度なのかということについて一度確認したい。というのは、弁護士になられた後に初期に起こってくる負担というのは、弁護士会の会費と法科大学院の奨学金等の返済ということになりますので、その部分を理解した上で少し自分自身としては考えたいということがございます。

○佐々木座長 それでは、今の件はまた事務局から御協力をお願いするというところでよろしいですね。今日はもうこれでよろしいですね。

○宮脇委員 はい、これで。

○川上オブザーバー 今、宮脇先生がおっしゃられた上納金などという中に、破産管財人をした場合に一部報酬を負担する弁護士会があったり、そういうことを含めてお聞きになられたのではないかと思います。そういうことなのでしょうね。

○宮脇委員 そういう負担金的なものがあれば、教えてほしいということです。個別のものを私に聞かれても分からないんです。

○川上オブザーバー 各単位会で違いますので。

○佐々木座長 はい、分かりました。それでは、それは事務的に処理させていただきます。ほかに何か、調査その他の関係で。

○丸島委員 先ほどの後藤部長からの経済状況調査についての資料と御説明に関連して、日弁連から今日ワンセットの資料が提出されております。青いパンフレットが表に付いた資料群の一番後ろに資料17-1及び2というものがございます。これが法務省の事務局でやっていただいた経済状況調査についての若干のコメントも含めての提出資料です。

先ほど少し気になりましたのは、経験年数とともに所得が上がるということの意味であります。これは、おっしゃっていた趣旨は、多分先ほど伺った限りでは、例えば平成22年という年でいうならば、経験年数が2年目・3年目の弁護士よりも10年目・15年目の弁護士の所得が高いという趣旨で言われたと理解しました。それで、ちょっとそこは誤解を招きやすいところもあるかと思っておりますのでふれておきますが、同じ一人の弁護士が1年、3年、5年と経験を経るごとに右肩上がりに所得が上がるかということ、必ずしもそうはなっていないということです。資料17-2を見ていただければと思います。資料17-2の下の欄のグラフが、ここ10年の各期の年度ごとの所得の中央値の推移を示しています。各期とも平成20年、21年、22年と、このグラフのように所得が下がってきている傾向にあるというのが今の状況でございまして、そういう意味では経験年数を経れば所得は上がっていくという機械的な状況には今はないということを念のために申し上げておきたいと思っております。

具体的な所得の分布状況については、その後の2ページ、3ページ、4ページに、登録6年目・57期、登録10年目・53期、そして登録15年目・48期のそれぞれここ5年分の所得分布の動向を示しております。いずれのページも一番下の欄が直近の平成22年でございますが、所得の中央値、平均値がいずれも左のほうに動いており低下傾向にあることを示しています。そして、最頻帯といいますか、最も人数の多いところは、平均値や中央値から下がって600万円台、700万円台のあたりに来ているというのがこのグラフから見える特徴です。

さらに6ページを見ますと、先ほどの御紹介でも若干触れておられましたけれども、昨年の新人弁護士の新62期であります。所得が400万円未満が28.8%、ほぼ3割近いところに達しております。

さらに7ページの奨学金についてですが、もう少し分析して申しますと、特に未修者につきましても、奨学金等の返済すべき総額が600万円以上の者が約21%を占めているということで、特に未修者の負担が大きくなっていることを示しております。

最後の8ページであります。実は奨学金等の借入れということとは別に、皆さんその前

にいろいろやりくりをしておられまして、御親族などからの借入れなども行っております。その親族からの借入れの実態というのが8ページにあります。奨学金等調査では奨学金の利用率は48.3%で利用者の平均額は347万円とされていますが、そのほかに親族から借りておられる方もあり、奨学金等は借りずに親族のみから借入れをした者だけでも10.3%あります。奨学金を利用した方に親族から借入れた方を加えますと、ほぼ6割近くの方が何らかの形で多額の負債を抱えているというのが今の法科大学院卒業生の現状であります。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ほかに何かこの統計調査等につきまして御質問あるいはコメントはございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

では、先ほど来の説明を踏まえまして、これからの制度をどうしたらいいのかということにつきまして、これから皆様から忌憚のない御意見を伺わせていただきたいと思っております。今日はお昼までということでございますので、これから1時間20分ぐらいは時間がございまして、御発言をよろしくお願ひしたいと思います。どなたからでももちろん結構でございますが、それでは最高裁判所からどうぞ。

○菅野審議官 関係機関として発言させていただきます。

まず、先ほど日弁連の川上オブザーバーからこの問題についての考え方及び新たな提案ですか、そのようなものをいただいたところでございますけれども、提案いただいた一部減額の上での給費制の復活の当否ということにつきましては、正に立法政策の問題であると私ども最高裁判所は考えております。ただ、司法修習を所管し、また法律で定められているとおり、貸与制の実施に向けて必要な最高裁判所規則の制定あるいは予算の要求等を行ってきた私どもといたしますと、率直に申し上げて、新提案の根拠についての説明は不十分であり、今回の経済調査の結果との関係も不明であって、そのような意味では非常に困惑していると申し上げるしかございません。

司法修習生全員に対し給費制を維持することにつき、どのような実証的な根拠があるのかという点につきまして、昨年秋以来、私どもは日弁連にお尋ねしているところでございますが、今回このフォーラムの事務局が経済調査を行って、その結果についてただいま御報告をいただいたところです。その結果に照らして、給費制を従来どおりの形で、あるいは一部減額した上で復活することを基礎付けるようなデータがあるのかどうかという点につきまして、十分な御議論をしていただきたいと考えております。国民的な視点に立てば、給費制を行うことについての合理性が検証されなければならないのではないかと考えておりますが、先ほど事務局から説明をいただいたように、相当高額収入を得ている弁護士が多いという経済調査の結果のもとで、将来高額収入が見込まれる司法修習生についてまで一律に給費を行うということには疑問が生じないのであろうかという感じがいたします。このような疑問に合理的な説明がないまま給費を行うということになりますと、いわゆるばらまきを行っているのではないかという批判を招かないのかという心配があるようにも思います。

最高裁判所では、昨年秋にも、本日御出席の翁委員や鎌田委員にもメンバーになっていた司法修習委員会におきましてこの点について議論していただいているわけですが、その際にも貸与制実施に支障を生じるような事態は存在していないのではないかと趣旨の御意見を多くいただいているところです。今回の経済調査の結果はこのような司法修習委員会の指摘を裏付けているのではないかと感想を抱くものでありますし、今年に入って



からの社会経済情勢の悪化というものを頭に思い浮かべますと、給費制の維持にこだわるようなことになれば、他の一般の国民の方々と比べて法律家になる人間が特別扱いを受けて負い目を感じるようなことにならないかという心配も、法律家の一員として率直に感じるところでございます。

早いもので、既に次期第65期の修習生が11月には修習を開始するという状況になっております。昨年は、貸与制がいったん施行された後に、私どもがよく分からない状況のもとで、議員立法によりこれを遡及的に延期するという正に異例の事態が起こり、現場には大きな影響が生じて、その対応に苦慮することになりました。今回は昨年とは異なり、正にこういうお忙しい委員の先生方をお迎えしてこのようなフォーラムで議論していただくという大変貴重な機会が設けられているわけですので、私どもとしてもそういう意味では安心していらっしゃるところでございます。是非このフォーラムで早期にきちんとした結論を出していただけるようお願いしたいと申し上げます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、委員からどうぞ。

○宮脇委員 今のお話の点の延長なんですけれども、先ほど川上オブザーバーのほうからいろいろと教えていただきまして、東日本大震災の非日常的なことに余りバイアスをかけて日常的な司法制度を考えてはいけない、その点からはもっと慎重にやるべきだと、この点については私もそのとおりだと思います。そこを踏まえても、先ほど一つの案として出されたこの減額ということなんですけれども、私は、これについて議論するかどうかの前にもっときちんと整理していくべき事項があつて、司法修習に対して財政負担をする必要性の有無、それから必要性があるとなれば、それをどういう対象でどういう方法でやるのか、貸与制も含めて、その部分をきちんと議論する。貸与制については、そこから外してしまうというのではなくて、重要な選択肢として議論するべきだと思います。といいますのは、先ほど経済的弱者というところについてという御説明があつたわけなんですけれども、今、最高裁判所さんのほうからもありましたけれども、画一的に行う、ほぼ均一に給付を行うというやり方というのが、むしろ経済的弱者にとって考えてみると、そこに厚く措置してあげる方法を選択肢の一つとして考えていくことも必要ではないか。逆に、経済情勢が大きく違う中で画一的に扱ってしまうことは、表面的には平等であったとしても、不公平ではないかといった点は強く感じるところでございます。

それから2点目といたしましては、先ほどの修習生の皆さんの負担の問題でございます。この点に関して、確かに債務とかを抱えていらっしゃる、あるいは抱えていない方でも、それは親の財産とか、そういうところから移転しているということがあつてと思います。そこからさらに弁護士になられて、6年目までの所得というのが明らかになったわけです。こういったものについて、それでは当事者というのが修習生の皆さんとか弁護士さんだけなのかというのがすごく疑問に思います。結局、先ほどもありましたように、納税者の方というのも明らかに当事者であるということから言えば、最近所得が落ちてきているというのは恐らく大多数といいますか、ほとんどの人であるわけで、その中で所得が落ちてきているということについてどこまで重きを置かれるのか。そのように、当事者という範囲のことについてもきちんと認識していきませんか、いい結論を得ても、それに対する信頼感がなくなると思っています。

意見ということでしたので、まずこの2点については申し上げたいと思います。

○井上委員 今、宮脇委員がおっしゃられたことは、まさにこの制度をつくるときにかなり突っ込んで議論した点なのです。制度改革の全体を見て議論し、しかも、法科大学院への援助とか奨学金の充実という法曹養成制度改革に伴う経費のみにとどまらず、先ほど司法法制部長から御説明がありました、司法ネットないし法テラスの整備や裁判員制度等々、他の新たな制度の整備にも相当のお金が掛かる。当時もそれほど余裕のある財政状況ではなかったわけで、その下で国民に御負担をお願いするのに理解が得られるかどうか、理解が得られると思われる合理性のあるものからプライオリティーを付けていくべきだという考え方で全体の配分を考えていった結果なのです。ただ、もちろん、法曹志望者の中には資力の十分でない方もおられるので、公平性の観点からそういった事情の方たちにも法曹になる機会を十分担保しなければならない。その方策として貸与制という制度にすることにしたわけです。この貸与制というのは、修習を受ける実費は全額無料というか国庫負担であることを前提として、その上で個々の修習生の生活費としてどれだけのものを援助するかという観点から組み立てられており、一般の資金貸与などに比べて相当に有利な条件で貸与する制度とした。私はこの制度設計の作業の過程に参加していたのですが、そこまで十分考えてつくり、それで軟着陸のために周知期間を5年置いて実施することにより、ようやく制度として全体が完結するところになって、いきなり、ここの部分だけ問題だから先延ばしあるいは取りやめにすべきだという議論が出てきたというのは、財務副大臣が第1回の冒頭におっしゃったとおり、非常に不可解で納得がいけないところがあるのです。

もう一つ、志願者減の話が川上オブザーバーはされたのですが、御発言の中でいみじくも言うておられたように、志願者が減っている最大の原因は、司法試験合格者の数が低迷というか伸び悩んでおり、合格率が下がっているということにある。社会人については特にリスクが高いわけで、そこに主因があるのに、日弁連では、他方で、合格者数を更に削減すべきだということをおっしゃっており、言うておられることが矛盾しているとしか思えません。また、法科大学院から司法試験、司法修習を経て法曹資格を得るまでに全体として5年間という長期間を要するという御指摘も、それはそのとおりなのですが、制度改革以前の状況を考えてみますと、大学在学中から司法試験に挑戦して受かるとしても、30歳前後になってようやく受かる。しかも、合格率は3%くらいでしかありませんでしたので、多くの人はそれでも受からなかった。その何年もの間どうやって受験勉強をしていたのかというと、多くの人は予備校に行っており、その費用だけでも当時の額で数十万円から100万円を超えるという状態で、これ以外に生活費等が当然かかっていた。例外的な人はいましたけれど、多くの人はそれくらいの状況におかれていたのです。それに比べて今の制度の方が、もちろん万全とは言えないですけれども、相当に整備され改善されていると私などは思っています。

実際に学生たちと話して、なぜ法科大学院を選ぶ人が減ってきているのかと聞くと、司法試験に受かった後の給費制・貸与制の問題ではなく、それより前のほうのハイコスト・ハイリスクにあるという答えが返ってきます。ロースクールにお金が掛かるのに、司法試験に受かるかどうか分からない。こういった状況がコストに比べて非常にハイリスクだということなのです。ですから、そこをどうやって手当てしていくかということが、むしろ肝要なのではないかと私は考えます。

○伊藤委員 伊藤でございます。私は、昨年まで検事をしておりまして、今年の4月から弁護

士になりまして、その傍ら地方の比較的小さな法科大学院の客員教授ということで参っております。そのような立場も含めてお話しさせていただきますけれども、私はずっと前からこの問題を考えるときに、所詮この給費制・貸与制というのは司法試験に合格した人の話ではないかと。だから、余り感動を覚えないんです。特に地方の法科大学院などへ行っていますと、受かるか受からないか分からない。当初の合格者の数も当てにならない。しかも合格率も予想していた数字とは全然違うということで、とにかく受かりたいから来たと。だから、受かった先にお金をもらえるか、もらえないかということについては、学生はほとんど関心がない。それよりは、とにかく約束どおり数字をきちんと保障してくれて受かるような体制をつくってくれというのが彼らの一番の声ではないかと私の周りの人たちは言っております。つまり、受かって給費してもらえるか貸与してもらえるかという人よりはるかに多くの人たちが法科大学院に入りながら、恐らく三振でアウトになって外れていってしまう。その人たちのかかったものをどうやって補償してやるのかということのほうは私にとっては心配だなと。ですから、言いかえれば、言葉は悪いですが、もしそういう受かった人にくれてやるようなお金があるのなら、法科大学院で勉強し、司法試験に合格し、かつ就職する、そういう法曹養成教育全体に対して何らかの支援を考えるべきではないかと考えます。

それからもう一つは、先ほどの井上先生のお話にもありましたけれども、この問題は結局同じことを議論しているのです、昔の話と。ですから、国が一回決めたことはきちんとやってみるといえることが必要だと思うのです。法曹に対する信頼あるいはいろいろなものに対する信頼というのは、約束したことをきちんと守るところに一番あるのではないかとと思うわけです。若い優秀な人たちが法律家の世界へ来なくなっているという話が前回も出ていましたけれども、その大きな理由は、我々があるいは国が約束したことを守っていないからではないか、そういうところに問題があるのではないかと。

それから三つ目は、弁護士会はいろいろおっしゃいまして、その弁護士会の皆さんのお気持ちも分からないわけではないのですけれども、私が感じたのは、今回の調査でも回答率が13.4%と言っていますね。つまり、自分たちは余り関心がないのではないかと。とにかく、弁護士会全体の問題として、弁護士全体の問題として、そんなことはあまり考えていないのではないかと感じざるを得ないなど。それを裏付けるのは、要するに奨学金、奨学金と言うけれども、借りている人が半分にもなっていないではないですか。要するに借りたのは半分弱。しかも、その負担、負担と言うけれども、現実には相当収入が得られるようになってからの月2万円の話ではないかと思うわけです。ですから、何か弁護士会が一生懸命やっておられる、それは分からないことはないにしても、どうも現実の修習生たちあるいは弁護士になった人たちの実際に感じているところ、やっているところとちょっとかみ合っていないのではないかという印象を私は持ちます。

○南雲委員 まず、当初目的の達成に向けてどうしていくかということについてお話をしたいと思います。司法制度改革の全体的な構造を考えると、法を国民のものにする、身近なものにしていくという思想があったと思います。だからこそ、裁判員制度を導入したり、法テラスをつくったりという改革を進めてきたわけだと思います。その一つの歯車が法曹人材。これを当初の目標なら3,000人の大台に乗せていかなければならないわけですが、2,000人ちょっとしか合格していない。最近、被災地の岩手・宮城・福島を回ってまいりましたけれども、東京の弁護士の皆さん方が現地に入って法律相談などの支援をしているとい

う話もお聞きいたしました。日弁連も取り組まれているということだと思います。そういう意味では、弁護士が現地にいないということだと思いますから、増やしていかなければならない。国民が等しく法的なサービスを受けられるという基本をかなえていただきたいと思えます。

貸与制は、今行われているような議論が司法制度改革にもあったと思いますが、財政的な制約などもあってその政策を実現できない。また、他の職業とのバランスもあり、貸与制ということになったのだらうと思います。予算のある中で、財政資源をどう割り振るか、財務も苦労しているところだと思いますが、給費制に係る財源をどんどん増やしていく状況にはないと思っております。

そして、今日御説明いただきました収入と所得の関係からいたしますと、借金をしない人たちも半分いるということだと思います。反面、何百万円も借金する人もいます。あらゆる人が等しく支援されることが、国民の目線から見てどうなのか。収入は、分布図を見ましても分かりませんが、経費を抜いた所得を見ると、それほど低くないと思っております。

また、給費制か貸与制かの議論に焦点を当てても、法曹人材というものは増えないと思えます。法科大学院の教育の在り方、新司法試験の在り方などについても、始まったばかりであり、今のままでいいのかという根本的な検討も必要ではないかということも考えられると思えます。

それから、貸与制に絞って少し言いますと、貸与制を法律どおりやるにしても、日弁連が主張される懸念はもっともだと思います。貧乏な人は法曹から排除されるのか。そんなことはあってはならないと思えます。経済的に厳しい人たちに対してどう支援するのか。また、弁護士になってから公益的な活動に携わっていただく、その際、インセンティブをどうしていくのか。非常に大事なことだと思います。支援策などは、貸与制か給費制かを決めた後にじっくり議論すればいいという余裕ある話ではないと思えます。もし貸与制になれば、今法科大学院生や修習生をしている人たち、そして将来の法曹を目指す人たちにも不安を残したままにならないかと思えます。このフォーラムでも早急に議論すべきではないかということをお願いしておきたいと思えます。

○丸島委員 資料9として、先ほどの後藤部長の貸与制の御説明についての若干のコメントと、給費制・貸与制を巡る論点メモをお出ししておりますが、そこで指摘したように、司法修習の基本的な位置付け、役割ということを含めたトータルな法曹養成制度全体の中での議論がまず必要だろうと思っております。

私も、司法制度改革審議会には、事務局の一員としてその過程にかかわらせていただきましたが、司法制度全般にわたり、その機能を拡充し司法を国民のものにしようということを目指すダイナミックな議論には、感銘を受けたことを覚えております。

司法制度改革における人的整備の課題の眼目は、法科大学院、つまり専門職としての実務法曹家を我が国で本格的に養成していこう、そのことに我が国は全力を挙げよう。そういう意味で、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度へ切りかえるという、非常に大きな転換だったと思えます。

私たちが法曹を志したかつての時代は、皆、個人的に勉強会を開いたり、また予備校に通ったりして受験勉強をし、そして司法試験を受け、合格した後の司法修習2年間では、訴訟法なども大学のころよりむしろ研修所で勉強させられることもありましたが、そうい

う時代でありまして、研修所での座学なども多い時代でありました。しかし、今は、法科大学院を充実させ、そのこととの関係で司法修習は一体どういう役割を果たすのか、このことが議論の前提として大変重要であります。

司法制度改革審議会では、新たな理念による法科大学院の構想を巡る議論が中心になって行われ、司法修習についてはそれほどの議論はされておりました。そして、給費制の在り方については、将来的な御指摘も踏まえて、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ検討する。これが審議会の結論でありました。

しかし、その後、司法制度改革推進本部の中で、主としてここでは、司法制度改革諸般の遂行のため、あるいは法科大学院制度への財政支出を含めて、専ら財政的な観点、そして合格者が3,000人時代を迎える、こうしたことへの国民的理解をどう得るかという点から論じられ、貸与制の導入に至ったということでもあります。

もう一つ注目すべきは、この貸与制の導入は実は即時に実施されたわけではなくて、つまり実施時期は先ほど御紹介がありましたとおり、平成22年施行となったことでもあります。これは何を意味するのか。単に周知期間ということではありません。当時の議論を見ていただくとお分かりだと思いますが、平成22年、2010年に新司法試験の合格者3,000人を目指していたわけでありまして。つまり、この新たな法曹養成制度が好循環で進み、法科大学院でまじめに勉強した人の7割～8割が合格する。そして、3,000人の人たちが司法試験に合格して行って、実務法曹として各分野で活躍する。こういう法曹養成制度の一つの到達点を目指して、その段階に貸与制へと制度を切りかえるということに対応していくようにされたわけでありまして。

しかし、昨年、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームでの御議論があったとおりに、新たな法曹養成制度は、制度全体が悪循環に陥りつつあるとも指摘されました。つまり、先ほど来、御紹介がありますとおり、原因はあれかこれかではなくて、合格率の低迷、法曹となった後の活動分野の拡大が進まないこと、そしてこの法曹志望者の大きな経済的負担、こういうことがこもごもに重なりあって、志望者の減少などの悪循環に陥っている、今このフォーラムが開かれているのは正にそうした悪循環をどのように好循環に変えていくかが問われているということではないでしょうか。だとすると、貸与制導入の前提とした3,000人自体が、あるいは新たな法曹養成制度が開くという前提が覆っている中で、この一、二年、法曹志望者や司法の利用者サイドからも、給費制の維持についての大きな声が起こってきたというのが客観的な状況であります。

翻って国際的な状況を見ますと、ロースクールや法律専門職の養成課程を強化することは国際的潮流であると思いますが、ロースクールプラス国による司法修習というものを重ねている国は我が国だけではないでしょうか。ロースクールを出た後、試験に合格し一定の資格を得た法律家が社会で一定の権限を持って今の修習と同様の内容の研修をしながら活動をするということもあり得るわけで、司法修習というものが今の形のまま固定的なものかどうか、司法修習の在り方は法科大学院教育の今後の充実の程度いかんによって変わっていくのだということが司法制度改革審議会当時も議論され認識されていたわけでありまして、正にそうしたことも議論する必要があるだろうと思っております。

先ほど申しましたが、国による司法修習というものを行っている主な国は、ドイツ・韓国であります。ドイツは法科大学院というものを設けておりません。そして司法修習2年間、

これは国により給費を支出しております。全員に対してであります。韓国は、これも同様に、国による給費を支給しての修習を行ってまいりましたが、法科大学院を新たに発足させスタートさせ、これが充実されるに伴って修習の廃止という議論が今されている。こういう今の国際的な状況があります。

先ほど来の御議論、法科大学院の教育に力を注ぐというのは、私は大いに賛成であります。今この時期に法科大学院と司法修習のどちらにお金をかけるか、あれかこれかの議論をするということなのでしょう。もしそうだとするならば、法科大学院の在り方やそれとの関係を含め司法修習をどう位置づけるのかという根本の議論まで立ち返ることも必要ではないでしょうか。今、現在の段階での法科大学院と現在の形の司法修習という過渡的な制度を維持しながら、その中であちらにお金を出すからこちらはよいという議論ではないのだろうと私は思います。

先ほどおっしゃった、約束したことが守られていないということですが、正にこれは、貸与制が実施されていないという問題ではなく、合格率7割～8割、あるいは3,000人が合格する、そしてそうした法曹が幅広い領域で活躍するという約束した構想の実現のめどが立っていないということが問題となっているのであります。

もう1点、奨学金等を借りた人が法科大学院生全体の半分であるという点。もちろん借りた人の返済の問題は大きいと思います。しかし、同時にもう一つ大事なことは、今、専門職養成を国際的にどの国も競っている時代に、大学を卒業後およそ5年間にわたって、その期間の基本的な費用として全部で数百万円から1,000万円以上の規模になる負担を課していることとなりますが、これをそれぞれの親または本人が個人で負担するとなった場合、法科大学院生全体の半分の人が奨学金等もなく自費でやっており、そしてその先の修習も自己負担を覚悟するということになると、それはどういう階層の方々が目指す職業となるのかということを考えていただきたいと思います。

このことを持つ意味、国民に対し発信するメッセージは何なのか。やはり豊かな人でないと法曹になれない。これは司法に対する国民の信頼を失う契機になりかねない問題を孕んでいると思います。私たち弁護士もそうですが、裁判所においてはなおさらそうです。裁判の場というのは、例えば借家の紛争では、大家さんもいれば、賃借人もいます。そうした紛争が法廷にもたらされると、それぞれ異なる立場や視点からの見方が法曹に必要となり求められます。裁判にかかわる人たち、すなわち法曹は、法廷に現れる多様な国民生活のそれぞれの生活感というものをどう理解でき信頼を得るのか。国民生活の多様性が反映され公正さが確保された中で司法に対する国民の信頼というものが生まれてくるわけですから、新たな法曹養成制度が発するメッセージが、お金のある人しか法曹にならないというメッセージを社会に発するようであれば、それは、国民の司法、国民の法曹というものの基盤を覆すということになりかねない。

制度全体の悪循環を好循環に切りかえる、この議論をしっかりと行うフォーラムの期間というのは、今の危機的な状況をより悪化させることなくこれを回避するために、支給金額などの合理的な見直しは結構だと思いますけれども、なお給費を続けながら、法曹養成制度全体の仕組みをもう一回見直すということがこのフォーラムに課せられた役割であろうと私は思っておりますので、よろしく御検討いただきたいと思います。

○萩原委員 少し感想めいたことになるかもしれませんが、先ほど調査結果の発表がご

ございましたけれども、私ども経済界のほうから見ますと、修習生あるいは若手の弁護士さんが苦しい、苦しいとおっしゃっていることに比べると、最初はなかなか大変だけれども、5年、7年、8年となっていくと、収入のレベルはそこそこなのかという感じがしております。そういう意味で言いますと、だからといって貸与制がいいと言っているわけではありませんけれども、貸与制であったとしても、その返還額は十分返済が可能な範囲なのではないのかと思われまます。貸与制についても随分と様々な検討がなされて、ほかの制度に比べても相当優遇措置が講じられている制度だと思っておりますので、私は、仮に貸与制であったとしても、対応は可能だろうという感じがいたします。

しかし、問題はそこにあるのではなく、先ほど井上委員がおっしゃっていました、一部減額の上で給費制を残すというのは、本筋論ではないと思っております。国費で賄うのか、自己負担でやるのか、自己負担でやるとすれば、その負担が過剰なものなのかどうかということが本質論であって、一部減額して、予算がこのくらいで済むから給費制でというのは、私は少し筋が外れていないかと、これも感想です。

もっと基本的なことを言うと、この修習制度というのは本当に必要なのかと。本当に日本の法曹を守るために必要不可欠だとしたら、それは国費で賄うのか、自己負担で賄うのかという、もう少し本質的な議論が必要なのではないかと。修習制度に課題があるのだとすれば、法科大学院には問題はないのか。法科大学院が必要だとしたら、適正な規模なのか。必要な内容で法科大学院の学習がなされているのか。それと修習制度はどういう関係にあるのか。修習制度の必要性とは一体何かという、本来このフォーラムが議論しなければならない本質論になってくるのではないのでしょうか。そういう中で全体として、給費か、あるいは自己負担でやるのかといったことが議論されるべきであろうかと。そういう意味では、前回も前々回も申し上げたのですが、この部分だけ取り出して先行して結論を出すということは本当にふさわしいのかと。もっと言えば、全体像を議論しながら最終的な結論に導いていくといった方策もあるのではなかろうかと、そんな感想を持っております。

○井上委員 丸島委員のペーパーで、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会では、給費制・貸与制の問題は審議の最後に出てきたもので、ほかの財政支出と無関係だったということが書かれているのですが、これは法曹養成検討会の議事録のその部分しか御覧になっていないからだと思います。推進本部の検討会はほかに幾つもあって、法テラスとか、国民参加とか、被疑者弁護とか、多方面にわたって制度化を図っていたわけで、それらの改革全体として経費がどのくらい掛かるか、政府としてお考えになり、その結果として貸与制への切り替えという課題が出てきたというのが正確なところだと、中にいた私などは理解しております。

もう一つ、この貸与制への切り替えは合格者3,000人ということと連動したものかといいますが、必ずしもそうではなく、合格者（司法修習生）の数の増ということも一つの要素ではあるけれども、法曹養成制度さらには司法制度を全体として大きく変えていくのに相当の経費がかかるので、合理的な財政支出の在り方としてどう在るべきか。そういう視点に立った議論の結果、貸与制への切り替えということになったと理解しております。誤解のないように、それらの点だけ申し上げておきます。

○久保委員 私も感想を言わせていただきたいと思うのですが、貸与制・給費制以前に、私が最近非常に気になるのは、法科大学院への志願者が平成16年と比べて3分の1になっている、あるいは社会人の入学者に占める割合が2分の1になっているということで、司法制度

改革審議会が打ち出した、「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる」という理念との兼ね合いでどうなのかということです。今回、貸与制に切りかえたことでそういう傾向に拍車が掛かっては元も子もないという感じがしていたのですが、志願者減少の最大の要因は、先ほど井上先生もおっしゃいましたように、司法試験の合格率の低迷とか、弁護士の就職難等を背景に、法曹資格を得るために長い時間、あるいは経済的負担を掛けることと比較して、法曹の魅力あるいは資格としての価値が薄れてきているといったことが言われているわけです。ですから、悪循環に陥っていると指摘されております法曹養成制度全般の問題解決のために、限られた資金を掛けるといった考え方がいいのではないかと思います。

ただ、その場合、今回の経済調査を拝見しますと、返済期間の6年目から15年目の所得は、200万円未満が5.5%、それから200万円～400万円未満が6.7%ということで、両方を合わせると12%ぐらいです。これはかなりな数字ではないかという感じもしております。ですから、修習生全体ではなくて、こういった人たちに対してどういう配慮があり得るのか。もちろん返済猶予とか免除制などの拡大もあるのですが、もうちょっときめ細かい検討が要るのではないかという感じがしております。

○宮脇委員 今、司法の中での本質論ということで、ロースクールの話とか、それはそのとおりだと思うのですが、もう一つ、どうもよく整理ができないのは、給費制というものの性格を経済から見たときには、これは所得再分配なのではないかと思うのです。所得再配分をしている。経済的弱者に徹底的にそこを厚くしなければいけないという、それは一つあると私は思うんです。そのときに、今日の結果を見てみると二つあって、ある程度の人には6年たつと所得を得ているのだから、要するに所得再配分ではなくて、キャッシュフローでその間不足している分を付けてあげれば、それで十分対応できるはずで、今の御指摘の中で十何%のところ、利子も付けていないわけですから、仮にそこでどうしても返済できないというところになって、何らかの所得再配分をすべきかどうかという議論だと思うのです。ですから、所得再配分までして担保する範囲とその必要性というところが大きな議論であって、それを給費制とか貸与制という言葉にしてしまうと、何か違ったイメージもあるのかもしれないのですが、所得再配分と、キャッシュフローを付けてあげれば済むところを少し分けないといけないのではないかという感じが今しているのです。

○佐々木座長 それはおっしゃるとおりなのですが、ただ、名前がどうしても走るものですから。座長として一つお願いしておきたいのですが、先ほど来いろいろな問題が関連しているものですから、これだけ取り上げてはなかなか議論しにくいというお気持ちは大変分かります。しかし、どこかから入らないと追いかけていけないというところも事実なのです。そこで我々としては、最初の会議でも申し上げましたように、給費制・貸与制うんぬんという問題を一つの入口にして、そして、スケジュール的にもある程度きついかもされないけれども、ここから入っていただくよう、私としてはお願いをしたつもりでございます。ただ、そこから入るのなら先はこうだと、先ほど萩原さんや久保さんを始めいろいろな方から出されたような話は、その中へ入れて恐らく議論していかなければいけない問題だという感じがしているわけでありまして。細かく議論しますと、今、宮脇さんが言われたような話を更に細分化して、こういう場合はどうなのだ、こういう場合はどうなのだという形で議論は詰めていかざるを得ないと私自身は思っておりますが、まずは座長のお願いとしましては、言葉が



大変定着しております給費制と貸与制というものについて、制度的なイメージについて皆様方の御意見を伺わないと前に進めないものですから、その上でどうするか、そうすると、これはこうなる。当然こういうことであれば、この話は、先ほど司法修習の話も出ましたけれども、これはどうなるのだとかという話が恐らくかかわってくるのだらうと私は想像しているのです。ですから、そのかかわり方はいろいろまた議論できるかと思うのですが、とにかくまず少しポイントを決めていただかないと、ぐるぐる話が前後するということでは、せっかく時間をいただいている私の責任としても、できれば今日、給費制・貸与制という問題について、いろいろ体系的問題を込めながらも、なおかつどう考えたらよろしいかということについて改めて御発言いただくようお願いしたいと思っております。そういう点から御発言をいただければ、大変ありがたいと思います。

○南雲委員 今座長が言われた中で、給費制と貸与制の場合に、法律上、法制上は既に貸与制に移行されている。給費制を廃止するという事で議論がもう終結しているのだと思うのです。その意味では、給費制の既成事実化というのは、司法制度改革の歯車を一つ外すことになって、改革全体を否定するのではないのかという気がいたします。そういう意味では、国民に理解される財政支援の在り方、一律給費制ではなくて、貸与制のもとでだれをどのように支援すべきかという議論をすべきではないのかという気が私はしております。そういう意味では、日弁連さんの新構想等々もございましたけれども、給費を維持するために全員減額するというのは、私は違うのではないのかという思いがいたします。貸与制を使わない人もいるわけですので、先ほど申しあげました困難者への支援策が必要ではないのかという気がいたします。そういう意味でのインセンティブをどう与えていくかということが大変重要なことだと思っております。そういう意味では、公共心とか社会正義のために働くという使命感を大事にしてあげるといふ配慮が必要だと思っております。例えば、過疎地への勤務や、法テラスで働くとか、公益的だと思われる就業を一定期間行ったときに貸与金の減免を図るといふ検討も必要ではないかということをお願いしておきたいと思っております。

それから、給費制から貸与制へ切りかえることでどのくらい予算が浮くのかは後で櫻井副大臣にお聞きしたいと思っておりますが、仮に減額されるという場合には、その分は法律扶助の予算などを増やして、若手弁護士の収入が増えるようなことに使えないのか、そういうことも検討すべきではないのかと私は思います。

それと、日本学生支援機構がやっております支援で、一般奨学金として平成21年度中に貸与が終了した人が2万9,000名程度いらっしゃいますが、各大学から特に優れた業績を上げた免除候補者としての推薦があった方が8,805名おまして、学識経験者から成る業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審査を経て8,805名が免除になったということもありますので、そういう制度も参考にしながら、困難者に対する、又は公共心とか社会正義のために働く若い弁護士さんに対しての支援を充実させるべきではないかと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、御要望もございましたので、櫻井副大臣、どうぞ。

○櫻井財務副大臣 すみません。今の南雲委員からのことについては、さすがの財務省もちょっと資料がまだ準備されていないので、貸与制のところだけではなくて、この新システムになって国の法曹養成にかかっている費用全体を次回までに提出させていただきたい。ここだけ切り出してくるのはちょっとおかしいと思っております、どのぐらい全体として国家とし

て支出しているのかと、そこは次回にちょっと提出させていただきたいと思います。

一つは、我々も、本当に国家財政が非常に厳しくて、正直申し上げて平成24年度の予算がどうなるのかという議論を今させていただいている最中でもございます。自民党・公明党からは「ばらまき4K」とまで言われていて、例えば子ども手当などについては所得制限を付けるべきなのだという話もいただいております。私も個人的には所得制限を付けるべきだということで去年の冬などは随分議論をさせていただきましたが、これとて、なぜそういう結論になったのかというと、一度施行してみて、結果的には半数ぐらいの方が貯蓄に回しているのだということが分かりましたから、であったとすれば、自分たちがとってきた政策について論点を整理し直さなければいけないのではないかとこのころが分かってくるものだと思っております。そういう意味では、一度決めた政策ですから、これについては是非このままやっていただきたいと、すべてのものがみんな動いていて、ここだけ動かないというのは、私はやはりおかしいと思っております。

ただし、その一方で、今回の資料で見せていただいたように、収入が何らかの事情で少ない方がいらっしゃるの、この方に関してはきちんとした措置をとらなければいけないというのもこちら側として感じたことであって、一律に入口のところで皆さんにということではなくて、やってみて、お支払いいただけないという方々に対して手当てをしていくことのほうが私は筋なのではないかと。これは、税金で負担するということは国民の皆さんの負担ですから、そういう点でいうと、もう少し考えなければいけないのではないのか。

それから、我々が今議論しているのは生活費の話であって、修習生の勉強のところに対しては国費を投じていますので、それはちょっと誤解のないようにしていただきたい。ですから、その生活費が一体どういうところに充てられているのか、この辺ももう少しきちんとしていかなければいけないのではないのかと思います。

それから、この日弁連から出てきたパンフレットですけれども、私はよく理解できないのは、なぜ給費制を維持すると市民のための法律家が育ってくるのかと、ここの論法が全く分かりません。我々医者と弁護士さんのこの問題はよく出てまいります、絶対的に違うのは、我々はきちんと医師免許を得て、本来仕事ができる収入が入るのに、あなた方は一定の勉強をしなければいけないと制限をされたから、我々のところは、国からお金というか、基本的には病院からという形になっていますけれども、それで収入を得ているのであって、そこがまず全く違うと思っております。そういう点で申し上げますと、私は、そういった形で国からというか、援助をいただいている口の人間からすると、この文章だけをそのまま見ると、まるで自分たちでお金を稼いだ人たちは市民のための医者ではなくて、なぜか国から給費されると市民のための医者が育っているかのような感じを受けてまいります。そういうことではなくて、市民のための法律家になるかならないかというのはお金の問題ではなくて教育の問題であって、これをまるで市民のための法律家が育たないかのようにおっしゃってくるというのは、私はちょっと筋が違うのではないかと思います。

それから、宮脇先生から会費のお話がありましたが、我々医者は、会費が払えないと思えば、医師会には加入いたしません。私は5年半無給医局員でしたから、その間は当然のことながら医師会費も払えませんから、医師会に入っておりません。それから、今はいろいろな関係があって医師会に加入いたしましたが、相当な減免措置がありまして、開業医の先生方と僕らは全然会費が違ってきているので、そういったことも実際に必要ではないのかと思っ

ています。とある弁護士さんから「ひどくないですか。」と私が直接言われたのは何かという  
と、「自分たちが稼いだ額から会費のほかに上納しなければいけないのだ。こういう負担がも  
のすごく大きいので、この辺をきちんと変えてもらいたい。しかも、これは会館を維持する  
ためにどうも上納しているようだ。」ということも言われて、全体的なことを変えていか  
ないといけないのではないのかと感じております。

それから、とある議員が決算委員会で質問していたのですが、それは質の問題について随  
分議論をしていました。要するに、司法修習生になったのはいいけれども、二回試験を落  
ちる人たちが随分出てきているのだから、そういったことについてもう少しきちんと議論を  
するべきではないのかと。その質の担保の中で、今日は資料を出させていただきましたが、  
これは今日のテーマではありませんで、次回以降のことでちょっと見ておいていただきたい  
のですが、弁護士被害者連絡会というところの会長さんから、もう少し質の向上のところ  
でシステムとして考えてもらえないだろうか。つまり、僕ら医者は、最終的には厚生労働省  
からずっと監督されていまして、何か問題があればそこから処分を受けるようになってきて  
いて、これを是非医師会の中でやらせてくれと言うと、医師会などは信用できないから絶対  
駄目だと言われているわけですし、それが、日弁連の中で、例えば懲戒処分の請求などをし  
てもほとんどが棄却されているような状況です。こういった組織全体の在り方そのものをお  
考えいただかないと、どうも先ほどの宮脇先生のお話ではありませんけれども、組織のた  
めに何かすごく苦勞しているとか、そういったことも改めて御検討いただきたいと思っ  
ております。

○**翁委員** 私も、本日の弁護士さんたちの平均的な生涯所得のデータをいただきまして、一律  
での給費を維持し続けるというのは、社会的に一般的に理解が得られにくいのではないかと  
いう感触を持ちました。人材を育てていくということ、特に若い人材を育てていくとい  
うことは国としても非常に重要なことではございますけれども、今、若年層の問題という  
のは社会全体の問題になっておりまして、その意味ではこれは社会的バランスの観点も  
非常に重要なのではないかと考えております。

ただし、多くの方がおっしゃいましたように、仮に貸与制にいきましても、例えば今日  
のデータで見ましても、所得の低い方は非常に多いですし、また前回のときにもな  
かなか弁護士さんになれない方もいらっしゃるかと、そういった事態に陥った場合の救済  
措置というか、支援策というか、そういったことを充実させるということが非常に重要  
ではないかと思っております。そういった支援姿勢を示すことによって、法曹志望者の  
心理的なハードルが仮にこの給費・貸与ということにあるとすれば、そうしたハードル  
にならないようにメッセージを出していくということが大事ではないかと思  
います。

私自身も、この給費か貸与かということが法曹志望者の減少の主要な要因であると思  
っておりませんで、それは一つの要因かもしれませんが、合格率の問題とか、長年掛  
けて勉強しながら最終的にどうなるか分からないというリスクが高い制度であるとい  
うところに多くの方が不安をいただいているというところがあると思  
いますし、それはこの改革を進めてきていろいろ考えていかなければならない点だ  
と思っておりますので、そういったことについても今後取り組んでいくというメ  
ッセージを出していくということが非常に大事なのではないかと思  
います。

○**岡田委員** 消費者側から言いますと、日弁連の会長には多重債務者問題で法改正等いろいろ

な意味で救済していただきましたし、丸島委員には公設法律事務所でこれまた大変お世話になり、センターと法律事務所の関係が密接になったと感謝しています。ただ、それは我々相談員だから分かっているわけで、消費者全部が弁護士さんに対してどの程度理解して、自分たちの味方になってくれるということに関してはまだまだ浸透していないと認識しています。最近、私もびっくりしたのですが、出会い系サイトの問題でインターネットで探偵社に飛び込んだという消費者が結構いるということを知りました。その結果解決しないものでセンターへ入ってくるのですが、「何でそこへ行ったのか」と聞きましたら「弁護士は高いから」という回答だそうです。まだまだ弁護士に対してはそういう認識なのです。消費者センターで、これは絶対弁護士さんにやってもらわなければいけないからということで、センターとして信頼できる所へ誘導するのですが、なかなか動いてくれません。それは高いからということなのです。つまり私が申し上げたいことは、最終的に大変弱い立場である高齢者であり消費者というのは、弁護士さんに頼るしかない。でも、そこまで送り込むのにかに私たちが苦勞しているかということからいいますと、弁護士会ももう少し国民の理解を得るような活動をすべきではないかと思えます。

今年、去年からですか、弁護士会は司法修習生の給費制に関していろいろな活動をされていらっしゃるのですが、私たちの周囲では、16年のときに決まったことを何でここで苦勞されるのか、どうして16年のときにもっと活発に国民に対して理解を求めるようなことをなさらなかったのかと、そういう声が圧倒的に多いのです。もちろん私たちは、弱者のために理解してくれる法曹家、これは弁護士さんに限らないのですが、そういう方にどんどん出てきていただきたいという部分では、そういう方が増えるような体制というのは絶対必要だと思います。先ほど翁委員がおっしゃいましたけれども、給費制にすれば志願者が増えるということに私も賛成しかねるというのが一つと、一度法律で決まったものをここで変えろということは、言わば法律の番人の役割も期待される弁護士さんは最も分かっていると思うのです。だとすれば、少なくとも私どもが理解できるような説得力のある根拠を示してほしいのです。そうでないと、私は国民の声、消費者の声をここへ届けるために来ているものですから、私の役割が果たせないと思います。私は、今の時点で絶対貸与制であるべきだとは決めていませんけれども、弁護士会として今のような主張をなさるのであれば国民が納得できる根拠を示していただきたいと思えます。

○鎌田委員 岡田委員がおっしゃられたことと大部分重なるのですけれども、給費制の問題は、給費制の維持という形で語られますけれども、法制的には貸与制に決まっているわけであって、それをもう一度給費制に戻そうという新たな立法の提案なわけですね。その実質的な理由とか必要性については随分語っていただいているのですけれども、司法制度改革の中で全体の議論を踏まえて、この部分では貸与制への切りかえということがいったん決まった。それは財政的な節約をどこかでしなければいけないという考慮もあったのかも知れませんが、同時に財政制度等審議会からの答申その他、本来の制度の在り方としての検討ということも多面的になされているわけでありますから、今、岡田委員がおっしゃられたように、法律のプロ中のプロが新たな立法提案をする以上は、司法制度審議会及びそれに関連して様々な形で議論された論拠については、一つ一つきちんとした反論をしていくことが必要なのだろうと思っています。

先ほど丸島委員からも、その要点については御説明がありました。ただ、今この全体の話

の流れを見ていると、一番印象に残るのが、3,000人が実現できていないので、2,000人なら給費制でもいいではないかという論法に聞こえるところで、それは我々法科大学院側とすると、できるだけ有為の人材をより多く法曹界に送り出していけるような努力をこれからも続けていかなければいけないという状態にあるのに、何かここでもう2,000人で頭打ちになることと給費制とがワンセットになって提案されているような形で議論されるというのは、全体としての法曹養成の歩みに対してかなりマイナスの要因になるのではないかとということも懸念しています。

また、修習の在り方自体も、新制度になってからは、全員が司法研修所には行かなくていいというスキームで、それがどれほど実現しているかは分かりませんが、司法試験に通って、役所に行って立法にかかわる仕事をする、あるいは企業へ行って企業法務にかかわる仕事をすれば、研修所には行かなくていいという制度もできたわけであって、そういう中での司法修習生の、先ほど御指摘がありましたように、学習支援ではなくて、生活支援としての給与又は貸与の在り方ということについて考えていくと、一律の給費という制度を新たにづくっていくというのはなかなか難しいのではないかと感じを持っております。

○丸島委員 論点がたくさん出ておりますので、その全部をお話できるかどうかは分かりませんが、まずは今の鎌田委員の御指摘について申し上げます。

私は、司法試験の合格者が3,000人かどうかという議論と給費制・貸与制の議論とを絡めるつもりは全くございません。数の問題を言うならば、本当に法科大学院が所期の理念に沿って充実した教育ができ、専門職養成の任務を果たすことができ、法曹の活動領域が広がっていることと合わせて、先ほど岡田委員がおっしゃったとおりに、弁護士の数だけのことでなく、行政や消費者やいろいろなところの専門機関と結びつくシステム、このことがとても大事なのでありますが、弁護士がたくさん増えてあちこちにいればそれだけでサービスが行き届くわけではなくて、法曹と市民とが結びつくシステムの問題であります。そういう意味で、様々な司法アクセスなどの制度が整備されそのシステムが強化される中で、この日本が司法あるいは人権という分野にもっと大きな力を注ぎ、その中で法律家を増やしていくという政策がとられるのであれば、それを私は進めるべきだと思います。

先ほど私が申し上げたのは、貸与制導入を決めた議論の中で、貸与制の実施がなぜ平成22年とされたのかということをお話しているのです。貸与制導入を決めた当時の議論は、平成22年、正に2010年に司法試験合格者が3,000人になる。それは新たな法曹養成制度の一つの到達点であり、その場合の国民負担の視点を考えたからというのか一つの理由であることは明らかだと思います。単なる周知期間だけではないと思います。しかし、法曹養成制度の当初目指した姿が現実のものにはなっていないのが実情だということ、これはもう共通認識ではないでしょうか。それは、法科大学院だけのことを言っているわけではありません。法曹養成制度全体のシステムについていろいろ見直す必要があると思っておりますので、そういうトータル見直し議論を進める必要がある中で、お金の問題だけを切り出している今の議論というのはどうなのでしょうということをお話しているんです。むしろ貸与制導入の前提となった議論が崩れているのではないですかということをお話しているのです。

それともう一つ、そもそも司法修習とは一体何なのでしょう、何故必要なのでしょう、ということの議論をもう少ししっかりと確認する必要があると思います。

今鎌田委員がおっしゃいましたが、司法試験合格後、司法修習を経なくても企業法務その他法律実務に一定期間つく、これは実際に法律実務について働いて収入を得るのです。法科大学院を終わって司法試験に通った後、司法修習へ行かなくても、7年間一定の法律実務に従事すれば法曹資格を取得するという道があるのです。これは、今の給費制か貸与制かという議論が、もし貸与制になった場合、社会人から法科大学院へ来た人からもよく話を聞きますが、「我々は社会の現場へ行って働いて法曹資格を取得する。実際に働いて社会の役に立って、その中で収入もそれなりに得て、研鑽しつつ法曹資格を取る」と言われる方もいます。法曹養成制度に関するワーキングチームの会議でも、経済界の方がおっしゃいましたけれども、資格取得まで7年の法律実務経験を求めるのは長過ぎる、3年にせよという声もあります。貸与制の導入とともにこの議論は高まってくると思います。司法修習コースではなくて、社会で働いて法曹資格を取得するというコースが広がると、そのとき司法修習の位置付けは一体どうなるのでしょうか。司法修習を経て裁判官・検察官・弁護士になるというのが今のシステムですが、別のルートが大きくなっていく可能性もあります。そのことがいいか悪いかの議論は今いたしません、そういう大きな問題もここには含んでいるのです。

さらに、司法修習というのは何をしているところか。これは単なるお勉強ではありません。司法修習生は、現実に全国各地で裁判所へ通い、刑事裁判ではそれこそ裁判員裁判の評議にも入って評議に立ち会っています。そして、検察庁での修習では、被疑者の取調べに自ら携わっています。取調室で修習生の前に被疑者が連れて来られ、そこで取調べと同様のことが行われます。修習生は、取調べに基づき調書の原案のようなものも作成します。弁護修習では、弁護人と一緒に、秘密が確保された接見室に入り、被疑者の相談に応じます。法律相談では、依頼者の秘密もすべて受け止めます。正に法曹の職務そのものに接し、全国各地の裁判所・検察庁・法律事務所の現場で法曹の職務に関わります。修習生には、修習専念義務があり、守秘義務があり、その他様々な規律に服しています。2005年まで、最高裁の司法修習生向け文書には、公務員に準ずる身分であることが記述されています。修習生に不祥事があれば、最高裁によって罷免もされます。これらの全体を包括して、公務員に準ずる地位であると言われてきたわけです。この公務員に準ずる司法修習生の地位は、貸与制の導入に伴い、変わるのでしょうか、変わらないのでしょうか。

今、給費制から貸与制へとおっしゃっていますが、貸与制の導入の趣旨について、大変重要な意義を持つ司法修習に専念できるよう生活基盤を確保する措置をとる必要があるということは認めておられるのです。修習に専念するため生活基盤を確保する必要があるから、貸与としてお金を出すとおっしゃっているのです。公務に準ずるような修習に従事し、これに専念するため生活基盤を確保すること自体が必要であるというならば、そのための措置として給付を行うということが率直な対応ではないでしょうか。

先ほど、司法修習生は、医師と違い未だ資格取得前の者であるとの指摘がありましたけれども、場合によっては専門職養成のための法科大学院教育が充実するに伴い、司法試験合格者は一定の資格を持ち、一定の権限を持って司法修習にあたる、それこそ社員の試用期間ではないですけれども、実際に実務で研修をやりつつ補佐的職務にあたり働くという制度も十分に考えられます。司法試験というのは法曹になろうとする者に必要な学識能力を判定する国家試験ですから、これに合格した者に一定の資格を与えても不思議はないのです。今の形の修習というものをやっている1年間というのは一体何なのか、個人的な資格取得前の単な

る勉強期間なのか。こうしたことについてもう少し論点を整理して議論していただかないと、所得や返済可能性を巡る議論、給費か貸与かということだけではこの議論は進まないと思います。

○佐々木座長 委員からの発言で、それでは田中委員からお願いします。

○田中委員 今、丸島委員のほうから司法修習に触れるようなお話がありましたし、川上さんのほうからも冒頭にペーパーによる意見表明がございました。それからまた、今日の議論では余り論点として触れられていなかったということもありますので、他に手を挙げられた方には申し訳ないのですけれども、先にお話しさせていただきます。

川上さんのペーパーの4ページから5ページにかけて「修習専念義務・他の職種との特徴的な違い」というところがございます。ここでは「給費制は、修習に専念し得るための生活保障である」と書かれております。また、司法修習生の各実務への関わりという点について、丸島委員も若干触れておられましたけれども、川上さんのペーパーでは訴状とか判決文の原案作成とか、被疑者の取調べとか接見などが「労働に近い」と表現され、「司法修習生の給費制を他の職種・制度と比較を行う場合、この修習専念義務の存在は必ず意識される必要がある」と書かれております。私は7年有余にわたって司法研修所の教官をしておりました関係で、この記載の中で「労働に近い」という点には違和感がございます。それで意見を述べておきたいと思うわけでございます。

まず、司法修習生の実務修習の実態が労働に近いという点に関しましては、各実務修習庁会、すなわち地家裁の所長とか地検の検事正あるいは弁護士会長に対する司法研修所所長の通知というものが出されていまして、これは分野別の実務修習における各分野の指導準則というものであります。実務修習庁会の各分野における具体的な指導方法を定めた準則なんです。これには指導の範囲と方針というものが細かく定められております。例えば、弁護実務修習の指導方法というところに何が書いてあるかといいますと、具体的事件について、訴状とか弁論要旨などの法律文書を起案させて指導し、また法廷内外の活動やその他の事件処理に立ち合わせて、その問題点について解説するなどして、弁護実務の実情を体験的に理解させる、と書かれているわけでありまして。司法修習生に対して弁護実務の実情を体験的に理解させる、そういう実務修習の過程における一つの現象面について労働に近いという見方をされる向きがあるかもしれないわけでございますけれども、その本質については、労働に近いというところからはやはり違うのではないかと思うわけでありまして。労働であるということではなくて、労働に近いと言われたのは、恐らく弁護実務修習に携わる司法修習生が、法律事務所との間で特に労働契約を締結しているわけではありませぬし、先ほど試用期間という話があったけれども、雇用を前提とした労務の提供を行っているというわけではないということ意識されてのことかもしれません。あるいはほかの理由付けがあるかもしれません。しかし、私としては、司法修習の過程においていかに修習生が汗を流すことがあったとしても、それは、法曹という専門職種の資格を得るためのプロセスとしての修業であると考えたいわけです。すなわち研修であるということでありまして。したがって、司法修習生の受ける集合研修あるいは実務修習というのは、資格を得た上で、一定の組織なり企業なりでOJTあるいはオフ・ザ・ジョブ・トレーニングとか、そういうものとして受ける研修などとはおよそ次元が異なるものであるということを考えなければいけないのではないかと考えております。

そうしますと、川上さんのペーパーにある職務専念義務の関係でも若干触れておかなければ

ばなりません。この点については、先ほど来出ております司法修習の内容を踏まえなければいけないのですけれども、例えば、裁判実務修習では、現在各地の裁判所がこの指導準則に基づいて指導計画をまず作るわけです。これを作成して、司法修習生を各部に配属させて、指導の統一を図る。修習指導官を定めまして、その指導官を交えて指導方法の研究と指導の向上を図っている。国がそのような統一的な企画を立てて、指導に遺憾なきように配慮しているということでありまして、そして、法科大学院における教育内容を踏まえた上で、基本的には、生きた事件を素材として実務修習プログラムを組んで、法律専門家になるための修業を施しております。修習生もこれに応じて職務に専念して一途に修習に励んでいると承知しているわけです。この修習専念義務というのは、司法修習が法曹養成に必須とされるコースであるということと、それから修習内容も、法律専門家になるために必要な能力などを備えさせるためのものであって、高度に専門的である。専門への道への修業というのは決して容易なものではない。こういうところから導かれるものでございます。したがって、お金をいただいているから修習専念義務を負うという関係にはございませんし、お金のいただき方によって修習専念義務が生じたり、あるいは免除されたりというものでもないと思っております。ただ、修習生の中には、先ほど来お話にありますように、生活基盤が大変脆弱であるという方もおられるわけで、一定の割合、先ほどパーセンテージを示されましたけれども、そういう方々がおられるわけでありまして。これは今回の調査によっても明らかにされ、修習専念義務を課してアルバイトや兼職とか兼業を禁止するとしておきながら、経済的に苦しい修習生の生活基盤を確保しないというのは、余りにも酷であると思っております。

したがって、司法の担い手である法曹を養成するに当たって、司法修習制度というのは不可欠なプロセスでありますし、これを国が国費で運営している以上は、修習生が修習に専念できるような環境を整えることは極めて重要であると思っております。御説明にあった、給費制は修習に専念し得るための生活保障であるという点につきましては、修習生が安心して修習に専念できるようにするためには、まずその修習期間中において、そういった経済的状況で困らないようにする、そういうところが確保されるということが重要であります。給費制かあるいは貸与制かという、どちらでなければならないかという必然性はないのではないかと今のところ私は考えております。仮に貸与制であったとしても、その内容が修習専念義務に配慮したものであれば、修習の質を落とすことなく修習制度という国の制度を運営できるのではないかと考えております。

現実的なものとしては、経済状況調査の返済負担の実情を十分に考慮して、6年目以降の弁護士で返済時期になっても依然として所得が低い者については、これからの問題ですけれども、更に返済を猶予するといった措置を講ずることもよいでしょうし、そのような配慮があれば、仮に返済を不安に感じて法曹への志望を控えるという方がおられたとしても、不安は減少するのではないかと考えております。

ちょっと長くなって申し訳ありません。

○山口委員 簡単に感想なんですけれども、先ほどの弁護士会のオブザーバーの方の説明で、2点ほどちょっと違和感を感じたのです。例えば、まとめのところで米百俵の精神というのが出てきましたけれども、人材育成に国が一生懸命やるというのはそのとおりで思っていますけれども、もしこれを言うのならば、先ほど櫻井副大臣が言われましたけれども、一人の法曹をつくり出すのにどれぐらいのお金を国が負担しているのかという全体の中で、これが



減っているのであれば、これは正に米百俵の精神がどんどん崩れてきているという話になるのだけれども、制度改革をやって増えたのだと思うのです、それはどれぐらい増えたか分かりませんが。増えたので、この部分は減らしましょうということで給費制の話をしているわけで、給費制だけ取り出して、これをやめると米百俵の精神からずれるのだというのは、ちょっと論理的に飛躍があるのではないかと思います。

もう一つは、法曹志望の心理的障害を除去しなければならない。その心理的障害というのは、要するに所得がどんどん減っているということなのだ。そうすると、所得が減っていることが心理的障害になっているわけですから、だから給費制というのは、これもどうも僕はよく分からなくて、だとしたら、所得が減らないようにどうしていくかという議論になるので、例えば同じお金を使うのであれば、例えば中小企業などが弁護士をもっと活用できるように制度をつくって、そこに少し補助金を出しましょうということにして、弁護士が活躍できる場を増やすことでそういう障害を取っていきこうということで論理的にはつながると思うのですけれども、所得がどんどん減っているところでみんなが心配しているから給費制にしろといっても、これは問題解決にはならないように僕は思うんです。どうも給費制維持というのが先行してちょっと強引に議論がつくられているような印象を、税金を払う側の感覚で言うと、そういう感じがちょっとしたんです。それだけです。

○佐々木座長 それでは、鈴木総務副大臣から御要望があるようですので、御発言ください。

○鈴木総務副大臣 1分か2分で済みます。私は法律の専門家でもありませんし、高尚な議論というのはなかなかできないのですが、30年間政治の場に身を置かせていただいて、国民の目線とか、市民の目線とか、そういう立場で来ました。そこで、ちょっと次元は低いのですが、日弁連が出された「当事者の声ブックⅡ」の中をちょっと拝見させていただいたら、何と3ページ、4ページ、9ページ、11ページ、13ページ、20ページ、23ページ、43ページ、ここに要するに飲み代がないからということが書いてあるんです。一々御紹介しませんけれども、こういう資料をなぜお出しになるのかと思って、それは率直な声だからと言えばそうかもしれませんが、例えば、研修中には他の修習生や教官との懇親会がよく開かれますが、要するに給費がなくなれば参加することをちゅうちょするだろうとか、そういうことが延々と書かれているのですけれども、こういうことはちょっといかがなものかと思いました。

○川上オブザーバー いろいろなお話がありましたけれども、私のプレゼンに誤解があつてはいけないということでお話しします。萩原委員のおっしゃるとおりです。私のプレゼンの中に給費制を少しまけてくれたら和解しようではないかと、そんなつもりはございません。あくまでも議論されるべきものは、どのような法曹養成制度であるべきなのか、それに伴い国家負担をどうすべきなのかという、国家として法曹養成がいかにあるべきかという問題であることは絶対にそのとおりでと思います。

それから、私が申したいのは、今現在、そして未来を生きる国民にとって、明日の法曹として必要な人、目指してほしい人、若者・社会人にとって、どのような法曹養成がいいのかということをお議論の対象と是非していただきたいということです。

先ほど岡田委員のおっしゃったとおり、味方になってくれる人、期待される法曹が増えてくることこそが、今後の社会の中でもすごく大事であり貴重だと思います。ただ、貸与制が平成16年にいったん決まったからということではなくて、その後の法曹養成の現状を見ま

すと、いったん決まった内容では、先ほど岡田委員がおっしゃったような期待される法曹が出てくることができないのではないかと。要するに、貸与制になった場合に法曹志望者はどうなるのだろうかということ是非常に危惧するわけであります。

それから、司法改革ということに関しまして、私も、南雲委員のおっしゃったとおり、司法改革を推進すべきだと思っております。ただ、この給費制か貸与制かというのは、最初に申しましたとおり、本来人材養成の基盤になるものであって、それ自体の給費制か貸与制かによって司法改革にブレーキが掛かるかどうかという問題ではないと思います。司法改革というものの全体でトータルに見たときに、それを推し進めるためには何がいいのかといった議論ではないかと思いました。

それから、櫻井副大臣等がおっしゃられたことでもありますけれども、弁護士会は強制加入団体でもあるという実質的な違いはございますけれども、いろいろところで弁護士会はどこからも補助を受け取ることなく活動しています。もちろん会館維持のためだけではございません。人件費その他、要するに公共のためにきちんとやるべきことはやろうと活動しているわけでございます。

それから、山口委員のおっしゃられた米百俵の問題については、實際上、おっしゃるとおり、トータル的に司法の中でどのように予算が組まれているのかを考える事も、それは非常に重要なことだと思います。ただ、この給費制の問題というのは、後に及ぼす法曹志望者の参入障害の心理的なものにどれだけかかわるのだろうかという点からも、全体の司法予算の中で比較して一回見ていただきたいと思いました。

それから、一つ山口委員のおっしゃった中に、所得が減っているから心理障害というわけでもございません。そこに関しましては、長い期間、大学入学から考えますと9年弱、全部自己負担でここに大きなお金が掛かるのだということに対する心理的負担でございまして、将来の所得が減るからというところの参入障害が一番目に来るわけではございません。

なお、鈴木副大臣がおっしゃられた、それはストレート、感覚的にもそのとおりでございましょう。ただ、今までは、司法修習のいろいろな段階で色々なコミュニケーションを交わすことは重要であり、そこでいろいろなことを学んで成長していったことは確かにございました。しかし、時代の流れの中で、それが給費制に使われているという、それが許される時代ではなくなってきているだろうとなれば、改めて考えていくべきことかと思えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

本日、皆様方からいろいろな角度から御議論をいただいて、ありがとうございます。まずは御礼を申し上げます。それから、私からの無理なお願いにつきましてもそれなりにおこたえをいただきまして、ありがとうございます。

大きく幾つか論点があるわけでありますが、私としましては、本会の出発の際にも申し上げましたように、この貸与制・給費制という問題の入口に入ろうということで、いろいろなスケジュールもつくらせていただいたところでございます。今日の御意見を伺いまして、私としましては、この中で多くの方から、司法制度改革審議会以来の貸与制に切りかえるという大原則というものを基本的にゆるがせにしないでやっていくべきだという御議論が比較的多かった御意見ではないかという認識を持っております。ただし、同時に、所得が少ない方に対して、ただいま川上さんからもお話がありましたように、大きなバリアになるような障壁をつくるということは、これは多くの委員が本意ではないという御主張でございましたの

で、そのことが一つ。それから、これは萩原委員や丸島委員からもお話がありましたように、修習というのとはどのように我々は理解したらいいのかというあたりについて、やはり一度実態について検討ないし説明をお願いしたい。当然、これらは因果関係はないのかもしれませんが。しかし、そのことについて、我々の中で取り上げないといひましようか、何も議題にしない、あるいは論じないというわけにも恐らくいかないと思いますし、またそれがこれからの法曹になる方々に対する我々の責任でもあると思いますので、そういう幾つかのポイントを当然今日の重要な指摘として我々の今後の検討のベースにさせていただきたいと思います。

そういうことで、まずは、反対の方もいらっしゃるかとは思いますが、とりあえず次のステップに向けて作業を進めさせていただきたいということについて皆様から基本的に御了承いただければ大変ありがたいと思いますが、いかがでございますか。

○井上委員 基本的に賛成です。

○佐々木座長 貸与制を基本とした上で、先ほど来御議論の出ました幾つかの点につきまして、さらに我々としてチェックをし、議論を深めていく、あるいは点検させていただくということで、次のステップに進ませていただきたいということについて、いかがでございますでしょうか。

○丸島委員 各委員の意見を踏まえての座長の取りまとめですので、一言申し上げておきたいのは、給費制か貸与制かという問題は、その事象だけ取り上げるとお金だけの問題になってしまうのですが、背景に、先ほど来申し上げたような法曹養成制度全体にわたる大きな問題があるということをご理解いただき、是非この議論としてしっかりやっていただきたいと思います。

先ほどから所得がどうか返済可能性がどうかという議論がされていますが、その議論も大事ですが、法曹養成制度自体がどこに向かうのかを漂流させて、その場その場の状況でやっていくということに対して、司法制度の将来に対して非常に不安を感じておりますので、そういう観点から、座長の取りまとめは皆さんの御意見を踏まえてということで結構ですが、今後とも給費制について私が先ほど申し上げた背景となる議論もさせていただきたいと思っていますので、そういう御了解を得た上でということをお願いしたいと思います。

○佐々木座長 財務省のほうからも次回はいろいろ資料もお出しいただくという御発言もございましたし、決して点の話にするわけにはいかないだろうと思っておりまして、そういう観点からこれからこのフォーラムを進めていきたいと思っています。

そういう前提で論点整理を事務局と協議しながら、こういう整理ではどうだろうかということにつきまして、次回までに作業を進めたいと思っております。その意味で、またこちらからも御連絡をとらせていただきますので、それを踏まえた上で、こういう点はどうするか、あるいは新たにこれも議論すべきだといったことも出てくるかもしれません。そういう点についてはまた御指摘をいただくということで進めさせていただきたいと思いますので、何とぞ御協力をお願いしたいと思います。

それでは、終了時刻となりましたので、本日はここまでということにしたいと思います。

次回の予定について、事務局からお願いいたします。

○関司法法制課長 次回は8月4日木曜日午前10時から午後0時まで、本日と同じ第1会議室ということになります。詳細につきましては追ってお知らせいたします。

○佐々木座長 本日はありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

—了—